

令和6年第2回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和6年6月6日(木) 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議第40号 | 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議第41号 | 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第 8 | 議第42号 | 令和5年度白鷹町一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について |
| 日程第 9 | 議第43号 | 白鷹町監査委員の選任について |
| 日程第10 | 議第44号 | 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第45号 | 令和6年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議第46号 | 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議第47号 | 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 議第48号 | 歩道除雪機の取得について |
| 日程第15 | 報第 1号 | 令和5年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告について |
| 日程第16 | | 委員会の閉会中の継続調査について(議会運営委員会) |

追加変更議事日程

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第14 | 議第45号 | 令和6年度白鷹町一般会計補正予算(第1号)について (予算特別委員長報告) |
|-------|-------|--|

日程第15 議第46号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

（予算特別委員長報告）

日程第16 議第47号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて

（予算特別委員長報告）

日程第17 議第48号 歩道除雪機の取得について

日程第18 報第1号 令和5年度白鷹町一般会計歳出予算繰越明許費の繰越額報告
について

日程第19 委員会の閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 菅原隆男 | 議員 | 2番 | 衣袋正人 | 議員 |
| 3番 | 横山和浩 | 議員 | 4番 | 竹田雅彦 | 議員 |
| 5番 | 佐々木誠司 | 議員 | 6番 | 丸川雅春 | 議員 |
| 7番 | 金田悟 | 議員 | 8番 | 笹原俊一 | 議員 |
| 9番 | 山田仁 | 議員 | 10番 | 関千鶴子 | 議員 |
| 11番 | 今野正明 | 議員 | 12番 | 遠藤幸一 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------------|------|
| 町長 | 佐藤誠七 |
| 副町長 | 田宮修 |
| 教育長 | 衣袋慶三 |
| 総務課長 | 長岡聡 |
| 税務出納課長 | 高橋浩之 |
| 企画政策課長 | 加藤和芳 |
| 町民課長 | 大木健一 |
| 健康福祉課長 | 永沢照美 |
| 商工観光課長 | 黒澤和幸 |
| 農政課長併 農業委員会事務局長 | 橋本秀和 |
| 林政課参与 （兼）課長 | 永野徹 |
| 建設課長 | 菊地智 |

| | | |
|--------|----|----|
| 上下水道課長 | 鈴木 | 克仁 |
| 病院事務局長 | 片山 | 正弘 |
| 教育次長 | 橋本 | 達也 |
| 監査委員 | 竹田 | 謙一 |

○職務のために出席した者の職氏名

| | | |
|--------|----|-----|
| 議会事務局長 | 小林 | 裕 |
| 補佐 | 大瀧 | 勇祐 |
| 書記 | 竹田 | 雅紀子 |

開 会

〈午前9時30分〉

○開会の宣告

○議長（菅原隆男） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

本定例会は、「日本の紅（あか）をつくる町」のPRに努めるべく、今年度も紅花を飾り、胸には深山和紙製の紅花ブローチを着用、そして、紅花をすき込んだ深山和紙を使って、白鷹人形研究会の皆さんが作り上げたかれんな「紅花娘」を演壇に飾り、審議に臨みます。

ここで申し上げます。

省エネルギー対策推進のため、今会議中は、暑い方は上着を脱いでよいこととしますので、暑い方は上着をお取りください。なお、当局も同様です。皆様のご理解をお願いいたします。

これより令和6年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（菅原隆男） 議事日程は、事前に配付のとおりであります。

議事に入ります。

○会議録署名議員の指名

○議長（菅原隆男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

12番 遠藤幸一君

2番 衣袋正人君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（菅原隆男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、5月29日の議会運営委員会に諮問したところ、6月6日から6月13日までの8日間が相当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、会期は6月6日から6月13日までの8日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（菅原隆男） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） ご説明申し上げます。

諸般の報告。

1. 置賜地方町村議会議長会臨時総会、5月24日、飯豊町。

令和5年度決算を認定し、令和6年度事業実施計画及び補正予算について原案のとおり決定した。また、県議長会臨時総会の提出議題案や他地区との合同研修等について了承した。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（菅原隆男） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 皆さん、おはようございます。

それでは、行政報告を行います。

国道348号における事故発生と事故防止に向けた取組についてであります。

去る令和6年4月8日午後、国道348号滝野地内において交通事故が発生いたしました。普通自動車と軽自動車とが正面衝突するという事故で、いずれも町民の方、合わせて4名が関係し、うち2名が死亡するという大変痛ましく、本町において近年、まれに見る交通死亡事故となりました。亡くなられた方々には謹んで哀悼の意を表しますとともに、重傷を負われた方々には、一日も早いご回復をお祈り申し上げる次第であります。

このたびの事故後の動きといたしましては、4月12日に長井警察署主催の死亡事故発生現場の点検、同月26日には、道路管理者である山形県による路側帯の再塗装や減速を示す道路標示等の対応が相次いで行われるなど、重要路線における重大事故として関係機関においても重要性、緊急性の高さがうかがわれました。

また、町交通安全対策協議会では、5月8日に事故現場付近において通行時の減速を促すのぼり旗の設置等の対応を行っているほか、来る6月8日には町との共催により、旧鷹山小学校において「白鷹町交通安全祈願祭」を執り行う予定としており、町民の皆様とともに交通安全を祈願し、改めて安全運転の意識を高め、町民一丸となって交通事故のないまちづくりを目指す契機としたいと考えております。

言うまでもなく国道348号は、地域間交流や連携、観光振興、経済発展に果たす役割は非常に大きく、西置賜地域の住民、特に町民の皆様にとりましては通勤や通学、買物

など生活全般において必要不可欠な路線であります。しかしながら、山間部では交通事故を招きやすい急峻かつ急カーブが連続し、豪雨により度々通行規制が行われ、法面崩壊の危険性のある箇所も点在しており、安全で安心な通行の観点から、早急な解消・改良が切望されております。

5月28日には、沿線8市町で構成する「国道348号整備促進期成同盟会」の総会が開催され、このたびの事故を踏まえ、改めて安全面の課題の早期解決と地域高規格化による整備の重要性を確認し国や県に要望していくことが決定されたところであります。

町といたしましては、本路線における早期の課題解決と一刻も早い再整備に向けまして、今後とも町の重要事業に位置づけ、道路管理者である山形県のほか、国及び関係機関に対する要望活動を継続していくとともに、町民の交通安全意識の向上に関しまして山形県警察、町交通安全対策協議会をはじめ関係団体との連携を密にしながら、全世代にわたるさらなる交通安全の意識の醸成に向けた啓発活動にも努めてまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 行政報告が終わりました。

○一般質問

○議長（菅原隆男） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の質問事項については、お手元に配付の文書表のとおりであります。

最初に、交通安全対策について、7番、金田 悟君。

〔7番 金田 悟 登壇〕

○7番（金田 悟） おはようございます。

それでは、私から、交通安全対策ということについて一般質問をさせていただきます。先ほどの行政報告もありまして重なる部分も多々あると思いますが、よろしく申し上げます。

常日頃より安全安心なまちづくり運動の一環として、交通安全運動全般に取り組んでおられる関係各位に敬意と感謝を申し上げます。

今年4月、国道348号において重大な交通死亡事故が発生いたしました。この道路については開通後、何回となく交通事故が発生する多発区域であります。また、これ以外の道路でも交通事故が後を絶たない状況にあります。

今後、このような悲惨な事故を二度と起こさないためにも、運転者の意識を今まで以上に向上していくことはもちろんのこと、関係機関総力を挙げて撲滅に向け取り組まなければなりません。

交通事故の要因としては様々ありますが、大きく2つに分類されると思っております。

まず第1に、運転者自身に起因することです。基本的な安全確認の欠如、安全運転に対する意識の低下、車両の点検不足などが挙げられます。このことは、未然に事故を防ぐことができると思います。

次に、道幅が狭い、見通しが悪い、交通量が多いなどの道路そのものに問題があることだと思えます。計画的に整備していくことは、第6次白鷹町総合計画にもうたわれており、白鷹町をはじめ行政が対策を講じていくことが重要となります。

このような要因が考えられますが、白鷹町として今後、交通安全対策をどのようにしていくのか。また同時に、町民に対する交通安全意識の向上対策及び啓蒙活動をどのようにしていくのか、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、令和6年3月定例会の町長の施政方針にもありましたが、現在、要望活動している国道348号の高規格化による再整備、国道287号道路改良の推進、一般県道深山下山線黒滝橋架け替え、長井白鷹間西廻り幹線道路整備、主要地方道長井大江線の早期着工の案件については、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

今後の道路整備、特に町民生活に直結する危険な形状の交差点や緊急車両の通行に支障を来している箇所などの整備について、今後、どのように進めていく考えなのか、町長のご所見をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 金田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、今年4月8日、先ほども行政報告で申し上げましたとおり、発生いたしました国道348号滝野地内における交通事故に関しまして、死傷者が4名、うち2名が亡くなるという重大な事故となったところであります。亡くなられたお二人には心からご冥福をお祈り申し上げたいと思えますし、重傷を負われた方々の一日も早い回復をお祈り申し上げる次第であります。

なお、事故の状況につきましては先ほど行政報告で申し上げたとおりであります。

さて、長井警察署で発表の今年の5月15日現在の交通事故発生状況によると、県全体では事故発生、死者、負傷者、いずれも令和5年同日との比較で減少しておりますが、長井警察署管内では発生件数及び負傷者数、共に減少はしているものの、死亡者数が前年を上回っているというような状況であると伺っているところでございます。

今後、気温の上昇とともにぼんやり運転などの夏型事故の増加も懸念され、警察における取締りも強化していくと伺っているところでもあります。

町としての道路の安全対策といたしましては、町交通安全対策協議会とともに連携をしながら、のぼり旗設置による交通安全等呼びかける交通安全啓発などを継続して実施してまいりたいと考えているところでもあります。

交通安全は、ドライバーはもとより歩行者や自転車の運転など町民の皆様お一人お一人に安全確保の意識をお持ちいただくことが最も重要であると認識をさせていただいているところでございます。

そのような意味におきましても、このたび、6月8日に開催を予定しております「令和6年度白鷹町交通安全祈願祭」につきましては、今回の事故発生のみならず、町民の皆様とともに交通安全を祈願し、改めて安全運転の意識を高めていただくこと、そして交通事故のない安全安心なまちづくりと道づくりを目指してまいりたいと考えているところであります。

また、警察、交通安全対策協議会並びに長井地区交通安全協会等の関係機関と連携を密にしながら、町の交通安全専門指導員を中心に子どもたちから高齢者まで幅広い層での交通安全の意識向上に向けた啓発活動に力を入れてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、山形県が管理する国県道の整備や早期着工に関する要望活動の状況につきましてお答えをさせていただきます。

国道348号の高規格化による再整備や主要地方道長井白鷹線道路改築事業の推進、国道287号（菖蒲・下山地内）道路改築事業の整備促進、一般県道深山下山線黒滝橋の架け替え、長井白鷹間の西廻り幹線道路の早期着工につきましては、いずれも町の重要事業に位置づけ、県に対し要望活動を行っているところでもあります。

国道・県道の整備につきましては、構想計画、用地対策等、非常に時間のかかる息の長い対応が求められますが、毎年一步でも、少しでも前進するように取り組んでいきたいと考えているところでもあります。

また、主要地方道長井大江線道路改築の早期着工につきましても、新たな重要事業に位置づけ要望活動を行うこととしているところでもあります。

続いて、町が管理する町道の整備につきましてお答えをさせていただきます。

まず、私が就任させていただいたときでございますが、そのときにはまだ町内に、例えば緊急自動車が入れない道路もたくさんありました。それらを解消するにはどうしていくかということで地元の地域の皆様方のご協力をいただきながら、まずそれを少しでも解消していきたいということで、現在はほぼ緊急自動車が入れないような道路はなくなっているというところであります。これは住宅があるということが前提でございます。

しかしながら、まだこの辺については今、いろいろなものが性能が良くなっておりまして、少し幅が広い緊急自動車、たくさんありますので、この辺については今後、点検をしながら対応してまいりたいと思っております。

そして、主要な幹線道路、これは町の1級町道、2級町道につきましてはほぼ完了していると認識はしておりますが、いわゆる先ほど申し上げましたような生活道路、とりわけ通学路や危険な形状の交差点、緊急車両の通行に支障を来している箇所の整備につき

ましては、先ほど申し上げましたように、順次整備を進めてまいりたいと取組をさせていただいているところでございます。

令和5年度には蚕桑地区の門前南側線、荒砥地区の八幡貝生川線の改良に取り組んでまいりました。今年度は、十王地区の荒砥細野線や鷹山地区の一本松線、東根地区の戸ノ越線の改良に努めさせていただいているところでございます。どちらにしても非常に狭い、見通しが悪いということでもあります。

今後とも、地域の方々の声をお伺いし、これは当然、地元の方のご協力がなければできない部分がたくさんありますけれども、危険箇所の把握と危険要因の排除対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、金田議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） ただいまご答弁いただきました。

町としても、交通安全に対する意欲を感じた次第でありました。二、三、引き続き質問させていただきますが、交通安全を推進していくための様々な組織があります。先ほどの長井地区交通安全協会であったり白鷹町交通安全母の会であったりとありますけれども、その活動の内容、どのようなものとして取り組んでおられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） お答え申し上げます。

まず、交通安全協会ということになりますけれども、こちらにつきましては、警察で所掌している組織ということで、県組織がございまして各警察署単位にその下部組織としての地区交通安全協会がございまして。さらに地域ごとに支部ということで、町内にありますとその支部の活動ということになりますけれども、上部組織の計画に沿いながら交通安全週間の立哨ですとか、それから地域に根差した活動ということで展開をしております。

また、交通安全協会の事業ということでは、高齢者の方が運転免許を返納されたときに運転免許の卒業証書と記念品を贈呈するという事業も行われておりますけれども、これは長井地区交通安全協会のサービスとして実施をされているものでございます。

あと、町に白鷹町交通安全母の会という組織もございまして。こちらは県組織がございまして、その下部組織として自治体ごとに組織化をされているということでございまして、交通安全は家庭からをスローガンに愛の一声運動ですとか、互いに守る思いやり県民運動の推進としての街頭啓発活動、それから交通安全呼びかけ活動、高齢者の方への交通事故防止活動としてのハートフルメール事業、また交通遺児募金活動などを実施されてございます。以上でございます。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 分かりました。様々な事業活動を行っているということで、本当に頭が下がる思いであります。

ところで、交通安全協会の役員、例えば青年部、女性部、また交通安全母の会も組織の役員がいるわけですが、この役員の選出について地域によって困難になっている状況にあるということをお聞きしております。その状況にあることについて町として対策等は考えていらっしゃるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） お答え申し上げます。

今、議員からありましたような状況があるということは承知をしているところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、交通安全協会は警察において所掌している県組織ということもございまして、町としてという部分はなかなか難しいところがあるかなと思っております。

交通安全協会につきましては、ドライバー側の組織ということになってございまして、主に運転免許の更新時におきまして協力金ということで協力いただいてその協力金により運営されているということでございますが、こちらも任意加入となっておりますので、近年、協会そのものに加入をされない方も多くなっているということで、それに伴う活動費減少という部分も課題だということを伺っているところでございます。

それから、交通安全母の会につきましては、やはりそういう成り手不足が特に大きな課題になっているようでございまして、県内では、先ほど県の下部組織というようなことで申し上げましたが、成り手不足で県組織から脱退したという自治体組織もあると伺っております。

本町におきましては、家庭から交通安全を進めるべくということになりますけれども、できることをできる限りということで活動のスリム化といったことも図りながら対応しておりますし、また母の会なので女性ということになるかと思うのですが、選任をいただく女性の方がそもそもいないという地区もございまして、男性の方も母の会に所属いただきながら一緒に活動いただいているというようなことで、工夫をしながら対応をいただいているところでございます。そういった部分を町としては、今後も継続して支援をさせていただきたいと、そう思っております。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 大変な実態もあるということは私も認識しておりますし、特にこの組織というものは大事なものだと思っております。課題はあるにしても持続可能になるような取組もしていかなければならないと思っております。もちろん、町だけでなく地元としても対応しなければならぬと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、先ほどちょっとありました運転免許の返納に関することではありますが、自動車につきましては日常生活の中で便利なものでありまして、また必要不可欠なものであ

りますが、高齢者の痛ましい事故の報道が毎日のようにあります。自動車を運転する人間は、もちろん、毎年、毎年、年を取っていくと同時に、運動機能の低下というものは避けられないと思います。悲惨な事故を未然に防ぐためにも、白鷹町では高齢者の免許返納に対する支援を実施しておると承知しておりますけれども、近年の免許返納の状況、どうなっておるのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） お答え申し上げます。

免許返納の状況ということで令和5年度の本町の免許返納者数は65人となっております。男性が46人、女性が19人という状況でございます。

これまで令和元年度の93人というのが最高人数でございましたけれども、令和2年から4年までは大体70人前後で推移をしてきてございますけれども、令和5年度は若干減ったということになるかと思えます。

なお、長井警察署管内の状況を申し上げますと、令和5年度の返納者が158人でございますので、大体4割程度が本町の返納者数となります。

また、参考になりますけれども、令和5年12月末時点の75歳以上の運転免許保有者が1,387人となっております。また80歳以上の方も664人の方がおられるということでございますので、先ほどの内数になりますけれども、その方々がいろいろご判断をいただいて返納するという事になるかと捉えてございます。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 実態は分かりました。

そして、免許返納者に対する様々な支援も行っているところでありますが、改めてお聞かせ願います。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） お答え申し上げます。

免許返納後の対応ということになりますけれども、本町におきましては、65歳以上で免許証を自主返納された方、そして、改めて申請をいただいた方につきましては、デマンドタクシー料金1万1,000円相当分の回数乗車券を贈呈してございます。

また、警察に届けをして交付していただく運転経歴証明書を提示していただきますと、デマンドタクシーの料金、通常500円のところが300円に割引になる。さらに町外延伸便につきましては、片道1,000円かかるのですが半額の500円に割引するというサービスを実施してございます。

また健康福祉課の事業といたしまして、自主返納または免許取消処分を受けた認知症高齢者の方になりますけれども、タクシーの利用助成券1万7,000円分の交付も行っているところでございます。

このほかにも県におきまして、先ほど申し上げました運転経歴証明書を提示すること

で県内にあります協賛店での特典やサービスを受けられる山形県運転免許証自主返納者等サポート事業というのが実施されてございます。本町におきます協賛店というのは限られておりますけれども、タクシー会社各社ではこれが活用できまして、タクシー利用時に料金の10%割引が活用できるという状況となっております。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 様々なメリットと申しますか、支援があるわけでありましてけれども、これがあるから返納するものではないと思いますけれども、なかなか自分では決断ができないというのが実態なのかなあと考えております。免許返納することで全てがまず解決するということにはならないと思いますけれども、町としてどのような課題というか、あるのか、今、分かる範囲で結構ですからお聞かせ願います。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） お答え申し上げます。

まず、議員からも先ほどございましたように、高齢者になりますと事故の発生割合が高くなる。さらに75歳以上になりますと、未満の方と比べた場合にさらに死亡事故の発生が多くなるということで統計が出ているようでございます。議員からもありましたように、加齢による身体能力の低下ということが大きな原因と伺ってございますけれども、今まで便利に車を活用して移動していたことが、返納することで今度、車が運転できなくなりますと移動の制限につながるということで、免許を返すというご判断というのはご本人の大きな決断も必要になると思っておりますし、さらにはそれをお支えいただくご家族の方、さらには行政ということで先ほど申し上げたようなサービスということでの部分が必要かなと思っております。

繰り返しになりますけれども、周知をさせていただきながら、起きてしまってからでは遅いので、なるべく交通事故が発生しないような対応を引き続き取ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 本当になかなかこれは難しい問題でありまして、家庭の協力と申しますか、そういうものが一番なのかなと私も思います。そういうことも踏まえながら見守っていくしかないのかなと思っておりますが、その辺もよろしくお願ひしたいと思っております。

続いてでありますけれども、カーブミラーがそちらこちらにありますけれども、見通しの悪い交差点に設置されておまして、事故防止に大きく寄与しているなどと思って大変ありがたく思っております。これは以前から農業協同組合さんからカーブミラーが贈呈されていると承知しておりますけれども、現在の設置数は幾らになっているのか、お伺ひいたします。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） お答え申し上げます。

今、議員からありましたけれども、毎年、全国共済農業協同組合連合会の地域貢献活動として継続的に行われている事業でございます、カーブミラーを毎年、町にも寄贈をいただいております。全国的には昭和48年から実施されている事業ということでございまして、約50年間、継続的に実施いただいているということでございます。

このカーブミラーですけれども、人口割で個数が割り当てられて寄贈いただいております、本町には毎年、4基ずつの寄贈をいただいております。以前は5基ずついただいていた時代もあったということですのでけれども現在は4基ということになってございます。

このカーブミラーにつきましてはありがたく使わせていただきまして、新設もありますけれども、古くなっての更新という部分でもこのカーブミラーを活用させていただきまして現在、100%使用させていただいているということでございます。

延べにしますと、正確な数字がもう把握できづらくなっておりますけれども、単純に考えまして50年間、4基ずついただきますと200基ということになります。カーブミラーにつきましては町で維持管理ということで対応をさせていただいているところでございます。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 分かりました。200基ということではありますが、かなり貢献しているなと思っています。設置に関する費用とか、破損などの日常の維持管理は町で行っているという認識でよろしいですか。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、町で行っております。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 維持管理の経費もかかっていると思いますけれども、交通安全の一環だということでこれは継続的にお願いしたいと思います。

続いて、町内の道路の状況についてお伺いしますけれども、町内には国道、県道、町道などがありますが、参考までにお聞きしますけれども、町道の路線数並びにその総距離と申しますか、どのくらいあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（菅原隆男） 建設課長、菊地 智君。

○建設課長（菊地 智） お答えをさせていただきます。

町で管理してございます町道の実延長になりますけれども、396キロメートルになってございます。

そして、路線数でございますが685路線となっております。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 分かりました。

400キロメートルと申しますと、結構長いなということで改めて感じました。人間の血管に例えれば町道は毛細血管みたいなものだなと思って隅々まで行っているんだなということで、町民生活に密接に関係するものだということでもありますので、今後とも計画的な維持管理に努めていただきたいと思います。

続いてであります。今度は個別具体的な案件でありますけれども、西高玉地区の薬師桜周辺の変形交差点に関する件であります。この場所は寒河江から新潟につながる道路に接する場所でもあります。近年、大型トラックの交通量が増加しているようにも感じられ、また非常に見通しも悪く、特に桜祭り期間中は大型バス、観光バスや自家用車などで本当に混雑をして大変危険な状態となっているため、早急な対策を講じていただきたいと思っておりますが、どのようにお考えになっているのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） ただいま金田議員からご質問のあった路線につきましては、私どもとしては以前からそのような状況を把握はさせていただいております。もちろん、県道との接点でありますので、これについては県との協議なども必要であるというようなことでもあります。

現在、私どもは毎年1回でございますが、区長さんが中心となってそれぞれ区の課題をまとめ上げた内容について一つ一つチェックもさせていただいておりますし、その緊急性の度合いと予算の絡みも当然ありますので全て一気にできるというわけではありませぬけれども、現時点におきましては西高玉の薬師堂周辺の道路につきましては、まずは以前には私道から町道に格上げをして整備をさせていただきました。それからご指摘あった道路については住んでいらっしゃる方々がおるうちは立ち退きということは、町としてはなかなか難しい問題もあるわけでしたが、今、あそこの路線西側については2軒ともお住まいになっていないということもありますので、以前から区長さんにお話を申し上げながら取り組んできたわけでございますが、その部分につきましては用地の協力をいただきながら、今後、整備に向けては県との調整がやはり最大の課題であろうと思っておりますし、危険であるということには変わりはないわけです。変形十字路の解消ということでの取組はこれからも引き続きやっていきたいと考えているところでございますので、改めて地区の用地交渉におけるご協力をお願い申し上げたいということでもありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 大変前向きなご答弁いただいたなということで感謝申し上げます。山形県をはじめとする関係機関との調整などは非常に大事になってくると思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、地元区との話し合い、合意形成も同様だと思いますので、早期実現になるように町長の手腕に期待するものであります。

最後になりますけれども、令和6年3月の定例会でもお聞きいたしました、今年10月の町長選挙について明確な答弁がその当時はございませんでした。山積する諸課題に適切に取り組んでおられる町長に対し、町民の皆様のご期待も大変大きなものがあるのではないかなと思っております。再度、改めて今年10月の町長選挙に向けた町長の決意のほどをお伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、金田議員からお話しありました3月定例議会における私の出处進退ということであります。この件につきましては、3月定例議会ですべて進めてきた事業について大変な高評価をいただき、私としては本当に身に余る光栄な私に対するいろいろなお話をいただいたと心より感謝を申し上げたいと思っておりますし、改めて責任の重さもその時点で痛感をさせていただいたところでございました。

やはり今後につきましてはそのときにも申し上げましたとおり、自分の健康と年齢ということを考えながら最終的には健康ということが第一義にあるということで、私としてはいろいろな検査を受けながら今まで取り組んできたわけですが、ただいまも大変今までの実績について高評価をいただいたということについては、本当に改めて責任の重さを痛感しているところでございます。

ちょうど今、町としては第6次総合計画の後期計画の取りまとめをしているところであります。さらには先ほど来ありました道路関係につきましても、国道348号、期成同盟会の会長は山形市長さんであります。山形市、上山市、南陽市、長井市、そして、小国町、飯豊町、川西町、白鷹町と4市4町で国道348号の取組をしているところでございます。やはり事故の件数は到底我々の予測をはるかに超えて非常に多く、4月に2人がお亡くなりになる大きな交通事故があったわけですが、ちょうどそれから1か月ちょっとで上山のトンネルの入口で事故がありました。この辺も本当に緊急性を持ちながら取り組んでいかなければならないということでありまして、先般、国道348号の総会するときにも私は山形市長さんに特別にご意見を申し上げさせていただきました。何としても早期に取組をしていくことが必要であるということをお願いしてきました。私どもの町にとりましては大きな大きな生活道路でもあり、あるいは経済道路でもあり、通学道路でもあります。やはりそれらを早期に一つの計画に取り組んでいただけるよう県、国に今後とも要望はしてまいりたいと。

ただ、先ほど申し上げましたように、とてつもない大事業になりますので、今年1年や2年や3年でどう転がるものではないと私も思っております。しかしながら、これを切らしてはいけないと思っておりますので、今後とも国道348号については取り組んでまいりたいと思っておりますのでございます。

さらには、今、企業さんで一生懸命いろいろな産業に取り組み、企業さんで工業製品の出荷に取り組んでいただきまして、そして、改めて町民の雇用ということで白鷹町の経済を本当にお支えいただいているところでございます。今後においては、用地が非常に狭いとおっしゃる企業さんもありますので、それらを受け入れられるもの、さらには新たな企業を導入できるような私どもとしては用地が必要であるという認識はしているところでございます。今後においては、手続を踏みながらということに相なるわけですが、何としてもその辺の方向性を打ち出してまいりたいと思っているところでもあります。

また、今、私どもの大きな町の課題といたしましては空き家対策もでございます。空き家はどんどの地区にも出てきております。それをどうやって空き家を生かすか、有効に生かすかということは当然、考えていかなければならないと思っております。実はある業者さんからそれを譲っていただきリノベーションしてそれを販売する、あるいは会社の従業員に住ませたいというお話もいただいております。この辺についてはまだまだ計画を練りながら町にとってどのようなプラスがあるのかどうか、この辺の検討をしながら取り組んでいく必要があるということですが、空き家だけはもう本当に、多分金田議員の地区におきましてもそれはもう顕著に現われているものと思いますので、これらの対策はやっていきたいと思っているところであります。

さらにはいろいろな施設、これは30年、35年という公共施設が建っております。これをリノベーション、改修しなければならないということですが、これにはやはり予算が相当かかります。どうやったら有利ないろいろな助成事業を我々は導入できるかということまで考えながら取り組んでいく必要があると思っているところでございまして、私としてはそれらを本当に頑張っていきたいなということでもあります。

今までここまで来られたのも町民の皆様はもちろんでございますが、議員の皆様方からもお支えいただいたということでもありますので、改めて皆様方にご支援を賜りますことをお願い申し上げながら、次期に向けても頑張っていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 金田 悟君。

○7番（金田 悟） 10月に向けた決意ということで今伺いました。

町長にも建設的な議論も我々議会議員としながらやってほしいなと思います。そして、特に健康に留意しながら頑張ってくださいということをお願い申し上げて、私からの一般質問を終わります。

○議長（菅原隆男） 以上で金田議員の一般質問を終わります。

次に、災害時における避難行動要支援者の対応について、2番衣袋正人君。

〔2番 衣袋正人 登壇〕

○2番（衣袋正人） 当町における避難行動要支援者の個別避難計画について質問させて

いただきたいと存じます。

まず、防災については、私、就任以来、令和5年第5回9月定例会においては丸川議員、令和6年第1回3月定例会においては竹田、横山両議員が一般質問され当局の答弁をお聞きしましたが、一部重複するところもあろうかと思えます。今回の質問も防災という観点からご容赦願いたいと存じます。

まず、石川県能登半島地震発災から半年がたとうとしており、徐々に罹災状況の確認と被災された方々の生活再建に向けての復興準備、並びに電気、水道、道路などのライフラインの復旧など徐々に準備と整備がなされてきております。

改めて、犠牲になられました方々のご冥福を、そして、被災された方々にはいち早い日常を取り戻されることをお祈りするとともに、支援、復旧・復興に日々対応されている職員、ボランティア、事業者などの皆さんには感謝と敬意を申し上げる次第であります。

また、大災害での精神的ダメージは多大なものがあり、助かった方々の中でも特にご高齢の方を中心に災害関連死ということもございますことから、被災者の環境整備とメンタルケアなどにも注力されていることと思えます。

このように全国各地での災害のニュースを目の当たりにして、当町でも災害に関する備えや対策は充実させなければならぬと切実に思うところではありますが、しかしながら、いかに備えようとも常に想定外のところで起こるのが災害ではないでしょうか。災害の種別、規模、季節、時間など様々な要素があり、また、複合的に勘案しなければならないことは存じておりますし、個別対応は非常に難しいものがあるかと思えます。

白鷹町国土強靱化地域計画の基本目標に1番に掲げられております人命の保護が最大限に図られること、これは町長も日頃、おっしゃっている町民の安心安全、この大原則ではないかと存じます。

その中で災害種別において地震、火災などの突発型災害においては、各所、即時対応が主になろうかと思えますが、これから出水期にかけて特に心配される水害、土砂災害、台風などの進行型災害においては、気象庁、国土交通省の予測精度も年々上がっておりますが、時間的余裕もある中、早期避難の準備が肝要と思われます。

しかしながら、本当に災害が起きるのかといった理念や正常性バイアスによる油断から早期の避難はなかなかできにくいため、空振り三振はオーケー、見逃し三振は駄目といった避難時の理念を推進することも大事ではないかと思えます。これは、避難はしたけれども実際には災害が起きなかった、起きなかったじゃないかということも、これは避難して初めて分かることとございます。自分の身は自分で守るというのは、健常者であれば判断や即時行動が可能であっても、特にご高齢の方、各種障がいのある方など避難行動要支援者の避難においては、他者の協力の下、介助や搬送が必要なことも多く、早期の段階から行動に移すとともに、それに伴う避難所など受入れ施設の早期開設が大

事かと存じます。

以上のようなことから3点について質問させていただきたいと思います。

1点目は、今年度改定されました地域防災計画の改定内容についてどのような点が改定になったのかお伺いしたいと思います。

2点目は、避難行動要支援者・個別避難計画の登録状況や課題と避難実行に当たっての対応策などはどのように検討されているのかをお伺いしたいと存じます。

3点目は、過去の指定避難所の開設にあっても一堂に避難者が殺到するわけですが、受け入れた後に、状況によっては各種病状処置の必要な方、妊産期の方、精神的な障がいやショックの大きい方など避難所での対応が難しい方々の対応について、福祉避難所、または医療機関との情報共有や受入態勢の整備状況と移送の検討状況などについてお伺いしたいと存じます。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 衣袋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

災害は忘れた頃にやってくるということだけでなく、今はいつでも起こり得るというような姿勢の中で対応をしていきたいと考えていることが、我々の対策の1番目であります。

さて、今年の1月1日、能登半島地震につきましては、石川県を中心に甚大な被害をもたらし、今なお、多くの方々が避難生活を余儀なくされております。お亡くなりになられた方々とそのご遺族様に対しまして深く哀悼の誠を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いと一日も早い復興をご祈念申し上げます。

この石川県におきましては、輪島朝市の場所がようやく解体ができるようになったと。これは個人の財産でもあり、個人の所有権でもありなかなか対策ができないということでありましたけれども、このたびの法律の改正によりまして、ようやく個人の了解を得なくとも解体できると。そして、できるだけ更地に早期にやっていきたいということでもありますけれども、やはりその中にはいろいろな思い出が詰まっているものがたくさんあると思いますので、かなり慎重に解体、あるいは更地に向けての取組がなされているものだなと報道を見て感じたところでした。

そして、今、衣袋議員からのご質問でございますが、1点目の白鷹町地域防災計画の改定につきましてお答えをさせていただきますが、令和5年度改定の内容といたしましては、令和3年の災害対策基本法の改正や近年、頻発する災害からの教訓及び山形県地域防災計画の見直しを踏まえて修正を行ったものであります。

まずは避難ということについて我が町で体験したことを申し上げますと、平成25年、26年の豪雨災害でございます。それから、同じように令和4年の豪雨災害で避難指示をこちらで発令をさせていただきました。

私どもとして心配しているのは、長井盆地西縁断層帯を震源とする地震が起きたときには避難所をまず開設するということが、今回の能登半島地震の被害を見ればお分かりのとおり、なかなかそこまでの移動すらできないという状況が発生していると。ですから、これは災害の内容によって、まさしく違うものだと認識をしての大前提があって申し上げたいと思います。

災害時における円滑かつ迅速な避難行動を確保するため、避難勧告・避難指示の一本化を行い、従来の勧告から避難指示にさせていただいたということでもあります。

避難行動要支援者の個別避難計画については、市町村での作成が努力義務化されるとともに、その辺も修正を行ったところがございます。

近年発生した災害から教訓及び山形県地域防災計画の見直しを踏まえた修正につきましては、自らの命は自らが守るという防災意識の向上を図るため、行政主導の対策から住民主体の防災対策へ転換を進めると。この件については地域自主防災組織というものを、本町では100%つくらせていただいているということでもあります。やはりそういうことをやるということでもあります。

それから、ハザードマップの認知や警戒レベル、豪雨時の外出リスクの理解促進を図るというようなことではありますが、最上川については、ハザードマップがありますが、まだ県のものも含めて、内水面の問題を含めてはまだまだ確実なものだと私どもは認識しておりません。

これはどういうことかと申しますと、非常に長い時間、内水を最上川本流に放流できないということになれば、内水面が上昇してくるわけですが、どこが一番雨が降っているのかということなども把握しませんが、一概に最上川の水位だけでは判断はできないということでもあります。常に監視をするということが大切なものであろうと思います。

それから、福祉避難所の確保、運営ガイドラインの改定に向けまして、要配慮者の意向や地域避難所の実情も踏まえつつ、福祉避難所への直接避難につきましても修正を行っているところでもあります。

そのほか、過去の国内における災害の検証議論の中で、避難を促す情報を発令しても実際には多数の住民が避難しなかったことが課題となったため、訓練や研修の実施などによる自主防災組織の実践的な防災力強化の取組につきましても記載をさせていただいております。今後とも国県の計画見直しを注視しながら、本町の実情に合わせて修正を行っていきたいと思っております。

続いて2点目の避難行動要支援者の個別避難計画につきましてお答えをさせていただきます。

個別避難計画は、大地震などの災害が発生したとき、自力で避難することが難しく支援を必要とする避難行動要支援者をあらかじめ登録して、避難先や避難支援の方々など

を個別に記載する計画で、令和5年度は246人の方の登録がされているということでもあります。

この件につきましてもようやくその方向が出てきたと。今までは個人情報であるということもありましてなかなか制限がありました。例えば民生児童委員にこの情報は提供できないということがあり、要支援でありながらどうなんだと、我々がどうすべきかというようなことまで議論があったことも事実でございます。

しかしながら、今回、この計画を変更するに当たりまして、平常時から民生委員や自主防災組織、消防機関、警察機関に提供するというにしておりますので、その辺の心配はなくなったと思いますが、ただ個人情報であるということは認識をしながら対応していかなければならないだろうと思ったところであります。

また、避難の有効性や実効性を考慮し、ケアマネジャー等の福祉関係の情報や希望する避難所などの必要な情報を盛り込んで作成を行っているところであります。一方で避難支援実施者の成り手不足や避難支援に責任を負うことへの不安感等もあるということをお伺いしております。豪雨などの気象災害であるならば、高齢者等避難の発令を早い段階で行うことに、時間に余裕を持って地域ぐるみで避難行動につなげていきたいと思っております。可能であるならば、避難所以外の親戚や知人宅への避難、自宅での垂直避難等の検討を平時から行っていただくなどの準備を推進していきたいと思っております。

3点目の避難所での生活が難しい方の対応につきましてお答えをさせていただきます。

現在、町内5つの施設と福祉避難所の協定を締結しておりますが、全施設で防災計画及び業務継続計画を策定するとともに、避難訓練を実施するなど災害時の対応に備えていただいているところであります。

また、前述の国の福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定において、障がいをお持ちの方等に対する配慮から、指定福祉避難所につきましては、一般指定避難所と分けて公示することにより受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを示しながら、福祉避難所への避難の促進を図ることや要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、要配慮者が日頃から利用している施設への直接避難を促進することなどが盛り込まれているところでもあります。

町といたしましても、各施設との連携がさらに重要になると認識しておりますので、具体的な運用につきましては、ガイドラインに沿った形で福祉部局を交えて話し合いの場を持ち、迅速で安全な避難行動の体制づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

また避難所内で健康状態の不安な方に対しましては、災害対策本部から保健師の派遣や避難前であっても医療行為が必要な場合は、ケアマネジャー等を通じて身体の状況把

握や医療行為の必要性等を判断していただくなど、その情報を共有しながら連携した取組を行っているところでもあります。

なお、要配慮者への安全確保対策といたしましては、防災計画上、外国人においても迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めることとしておりますので、就労等により本町に生活基盤をお持ちの方につきましては、お勤め先やアパート等の管理会社、観光等で滞在される方につきましては旅行会社や宿泊施設とともに連携を図りながら、求められる対応について情報収集を行い安全確保に努めてまいります。

ただ、外国人の場合は翻訳が必要であります。翻訳機は準備しておりますけれども、それが緊急の場合、どこまでお役に立つのかどうかということについてはまだ体験もしておりませんのでちょっと分からないところがありますけれども、その準備はしてまいりたいと思っております。

今後におきましても、町民の皆様が災害に対して速やかな避難行動に移れるよう防災知識の普及啓発などについて強化するとともに、防災士ネットワーク、先般、ネットワークを作らせていただきましたけれども、連携や消防団の組織体制の強化など、地域防災力の向上に引き続き努めてまいりたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、私ども、避難を呼びかけてもなかなかご理解をいただけないといいますか、その危険性を理解いただけないというケースが多々ありました。その場合は、かつては消防団の皆さんにご協力いただきながらその避難をちゅうちょしている方々のおうちの周りに配置していただきながら、そして、我々が呼びかけをして移動していただいたと、避難していただいたというケースもあります。この辺についてはケース・バイ・ケースだろうとは思いますが、全て同じものは一切ないと私は認識しております。常にその状況を判断して避難等々についての判断をちゅうちょなくしていきたいとは思っておりますので、この辺については町民の皆様にもご理解をいただきながら、町民の皆さんを守ることが第一前提でありますので、命と財産を守るという行動に移していきたいと思っております。

ただ、残念なのは、東日本大震災でもありましたし、今回の能登半島地震でもありました。一部の方々がボランティアと称して倒壊したうちに入ってそこから物を取るという行為があったと。全く私は残念でなりません。そういうことを防止するという国民の意識が大切なのではないのかなと思っておりますが、ただ事実としてありますので、この辺については、やはりパトロールを強化するとか、そういうことをして守っていくしかないのかなと思っておりますが、ただ、地震というものは本当に一瞬でございますので直ちにどのような対策が取れるのか、私も正直言って自信は現時点の中ではないというようにございます。

ただ、今までいろいろ見聞きしてきた、例えば熊本地震とか、そういうことを参考に

しながら今後とも対応してまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上、衣袋議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 答弁ありがとうございました。

1点目の白鷹町地域防災計画の改定については理解させていただきました。私も見せていただきましたが、詳細にわたって書いてありますが、計画でございますので、やはり実行に当たっての実行プランとか実施要綱まではまだちょっと遠いかなと思っている次第でございます。

その中で発生時における円滑な避難行動を促すためということで5段階に今、レベルが設定されておりますが、レベル3の高齢者等避難ですけれども、レベル3になって高齢者避難を呼びかけるというよりも、2の段階で既に避難所を開設して受入態勢を取り、そして、避難レベル3の高齢者等避難に備えるということも大事なのではないかと思います。

私も実際避難所を運営いたしました折に、町の災害対策本部が開設されるのは大体3から4ぐらいの時点ではなかったかと思います。その中で、やはり高齢者の方、特に不安に感じて早期避難される方のために町よりも早く避難所を開設するということが必要なのではないかという検討事項があり、これを令和4年の段階では実行させていただいたところでございます。

このように、レベル3になったから高齢者の皆さん逃げてくださいというところではなく、事前に上がる情報が、先ほど私も申し上げましたが、かなり防災予測、気象庁、国土交通省の予測精度も上がってきておりますので、とにかく早めの判断と皆さんに呼びかけというものが需要ではないかと思いますが、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 私どもとしては、常に早い段階で避難所の開設も行っているつもりでございます。これはどういうことかというよりも、私も今まで体験した中では最上川の水位の上昇等々を見ながら、あるいはもう一つは、最上川堤防の周辺、それに伏流水というんですか、それが出てきているかどうか、水圧の関係です。それを全部消防に見ていただいております。それから、避難が必要な方々についての情報提供は常に自主防災組織についてこちらで情報を提供しておりますし、直ちに私どもとして避難所の開設にその状況を判断してさせていただいております。

どこかでそのようなことが、もし反省すべき点があるならば、大いに反省を私はずべきだと思っておりますので、どのような具体的な我々としての課題としてこういう問題があったというご指摘をいただければ、それらについて検証を進めながら次にはないよ

うにしてまいりたいと思っておりますが、今まで私ども自主防災組織の方々とは話し合いをした場合、先ほど申し上げました、俺はここで生まれてここで死ぬんだという方がいらっしゃることは事実でございますけれども、それ以外の方々については、こちらでお願いをしたということについては皆さんに従っていただいているというようなことでありますので、この辺は具体的な指摘がないとレベル2、3というようなことでなくて、危険というものは数値で表せないとは思っています。危険というものは、その判断をすべき時期、それは間違わないように私どもは常に早期に判断をしておりますし、避難所の開設も担当者も常に私もおりますので、この辺は具体的に指摘をいただかないと、なかなか今の質問にはお答えするということは私はできかねる部分があります。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 個別の具体的なところについては、私どもも荒砥地区で避難所運営に当たって、実際の避難所を開設した折の反省点、また問題点を洗い出しながらブラッシュアップしているところでございまして、その辺も町当局とまた話し合いをする場があればいいなと思っているところでございます。

また、先ほど町長からもハザードマップに関して内水面の問題が出てきましたけれども、内水氾濫といいますけれども、飯豊町の水害でも崩落した場所が大きく取り上げられましたが、その裏で水門が閉ざされ河川の合流部、また支川の末端部では内水氾濫が起きております。

当町でも特に荒砥地区は高台にあるといいながらも、結構内水氾濫が起きやすい部分がありまして、その辺、整備も必要でないのかなと思うところであり、特に鮎貝の神明町から四季の郷駅方面においては、過去は堤防の決壊等があったところではございますが、内水氾濫が起きやすいであろうと想像されます。その辺、排水やそういう避難状況、避難等の声かけ等をしっかりとさせていただきたいと思いますが、その辺の確認状況なんかはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） まず、避難所の中でちょっとトラブルがあったということは、私もこれは実感している部分もあります。これは今、議員から言われました荒砥地区の河川でございます。県管理の河川が一部堤防が決壊したときに2つの区が同時に避難していただいたということがございました。やはりそれは夕方から始まったことでありまして、人命とか何かには一切関係ないんですが、それぞれの避難に対してそれぞれの自主防災組織自体での対応がみんな違っておったと。そこまでは私ども考えませんでした。そんなことがあっていろいろなそのトラブルというよりも、何と申しますか、対応が我々としてもちょっとまずかったのかなと思うところはありました。

それから、もう1点ですがペットです。ペットを連れて避難された方、その際には、ペットは自分の子ども以上にかわいいと思う方もいらっしゃいましたけれども、反対に

ペットは絶対いけない、アレルギーの方もいらっしゃるし、そういう方々がいらっしゃる時に、我々はそこまで考えずに同じ場所に避難を促したということがございました。これは大きな反省点です。ですから、ペットについても別室は準備いたしましたけれども、やはりその対応のまずさというものは私はあったなと思っております。

内水面というよりも最上川の堤防に関して申し上げますが、実は一番弱いといわれた七町八反ですか、鮎貝、蚕桑の中であそこは再工事を国土交通省でやっていただきました。今、1か所も漏水箇所は見つかっていないということでありますので、それらの漏水の心配はないだろうと思えますし、それから内水面でございますが、箕和田にあのような大きな排水機をつけていただきました。さらには畔藤、これも排水機を設置していただきました。

ただ、今の降雨量がそれに耐え得るものなのかどうか、それは私も分かりません。ただ、今までいろいろな水害と申しますか、降雨があったわけですが、何とか辛うじて持ってきたと。しかし、箕和田の排水機については、残念ながらフル稼働しても耕地が冠水したというケースはありました。ですから、この辺については昭和42年の羽越水害を対象とした中での設置計画をつくったわけでありましてけれども、残念ながらそれを超えるような雨量であったということは、今後ともそういう雨量があるということを認識しなければならないと思っております。

それから、内水面というよりも令和4年の水害でございますが、最上川が睦橋の下流から徐々に増水してまいりまして、高玉の雪舟町新田の田んぼ、畑も全部ではありませんけれども、冠水したという把握はさせていただいております。

それらについても今、国土交通省といろいろ協議をさせていただきながら、どういう対応がベストなのか。これはなぜベストなのかと申し上げますと、今、どうしても降った雨は必ず最上川へ流れますけれども、朝日町までの峡谷、狭いところでございますが、ここは広がるはずがないわけですし、必ずどこかで遊ばせる遊水機能を持たせなければならないと考えているところでございます。この辺については、国土交通省でいろいろ計画をしているようでございますし、最上川の河床整備などを進めておりますので、内水面のみならず、本流がどのように順調に放流できるのか、この辺は今後とも鋭意私どもとしては対応してまいりたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 内水についてもそうですが、昨年度から多分検討に入っていると思いますが、本流だけではなくて支川のハザードマップも、現在は最上川でのハザードマップが中心になっておりますが、支川でのハザードマップも作成に向かうということで期待をしているところでございます。

さて、防災計画として一番主になるのは共助の部分ではないかと思われま。阪神・淡路大震災以来、自助、共助ということが重要視されてきましたが、公助で直接災害に

対応、避難者に対応することというのもなかなか難しく、その中でやはり共助、自主防災会、または地域コミュニティ、そして各集落単位といいますか、隣組とか、そういうもののコミュニティが非常に重要視されてきております。

その中で、やはり自主防災会等の活動においてまだまだ温度差のある中、一方では避難訓練等をしてしておりますが、他方では初期消火、または消火栓からの放水訓練で終わっております。どちらも大事なのですが、各自主防災会等へいろいろ教材や訓練の方法等を行政としてバックアップしてお知らせしたり、また資機材を貸出したりというようなことも必要ではないかと思いますが、自主防災会の防災教育、その辺の充実についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 今、議員から自主防災組織の地区によつての温度差があるというようなお話がありました。多分あるだろうと私も思いますが、具体的にどういう温度差があるのか、我々はそれに対しての支援をこれからやらせていただくにしても、この辺は具体的にご指摘いただかないと、我々の対応の仕方が全然見えてこないと私は思います。

それから、自主防災組織でいろいろこういう訓練をしたいというようなときには、それに対応した取組はさせていただいておりますけれども、やはり議員が心配するような大規模災害の場合の対応でどういう温度差が、その訓練で出てきているのか、この辺は逆にご指摘をしていただかないと。我々は、ほとんど区長さんが自主防災会の今、会長さんをなされておりますので、常にそういう意見交換はさせていただいているつもりなのですが、どういう温度差が、具体的なものをご指摘いただければ大変ありがたいなと思っておりますのでございます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

自主防災組織に対します町として共助を推進していただくための支援というところですけれども、これまでですと、それぞれの組織で行っていただきます避難訓練の実施ですとか、さらには町内の防災マップの作成等に係る経費につきまして助成をさせていただくなどして、地域の防災力の向上を図る取組というものはさせていただいております。

そういう中で、例えば今、町長申し上げましたけれども、地域の温度差というところですが、私どもで、例えばこの地区ではこのような避難訓練をされているということですか、そのような近年の災害発生を生かした、また個別避難計画に基づく避難訓練をしているなどということでの地域間の情報については、私どもで共有させていただくことは可能かと考えておりますので、そのような形の中で地域ぐるみでの防災力強化、共助の取組というものをお願いしていければと考えたところです。以上です。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 具体的な部分に関しては、後ほどいろいろな場所で申し上げていき

たいと思います。

防災計画については以上で質問を終わらせていただいて、2点目の避難行動要支援者の個別計画につきまして、今、共助の部分で出たものですが、自助の部分で自分の身は自分で守るというところですが、なかなか自分で守れない人をまず一番先に守る方法を考えなければならないかと思うのですが、現在246名の方、これは要支援者とカテゴライズされた中でどれぐらいのパーセンテージなのでしょう。要支援者、また要介護、それから障がい者手帳を持った方々が障がい者等級のある方々を含めどれぐらいのボリュームで246名というのがどれぐらいなのか、ちょっと分かりかねるのですが、全数からいえば未登録の方も結構いらっしゃるのではないかと思います。

今、ボリュームのパーセンテージを出してくださいというのも大変でしょうから、未登録の方がおられると思いますので、この登録の重要性などを周知しながら、個人情報を出すのが嫌だという方もいらっしゃるのも確かかもしれません。センシティブな問題を含む部分もありますので、とにかく、これは命を守るためにということで登録の努力をしてほしいと、1人も残さぬ避難のために登録をまずしていただきたいと思うところですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをさせていただきます。

未登録者ということをごどのように捉えるかということですが、私どもが個別避難計画の策定をお願いしている方は、前提として日中、家庭環境が高齢者、単身のみで身寄りがないとか、あと日中はどうしても1人になってしまうとか、介護認定の有無等にかかわらず、そのような形で災害が起こったときに何らかの支援が必要な方を避難行動要支援者として把握させていただきます。

その中で、特に個別に避難計画を策定する必要のある方で、個別避難計画を策定された方が246名ということでお話をさせていただいておりますので、避難行動要支援者としては共有されているけれども、個別避難計画に登録のない方というようなことでお答えさせていただきますと、263名中246名の個別避難計画の登録ですので、要支援者ではあるが個別避難計画に未登録の方は17名ということで把握をさせていただいております。

この方々につきましては、衣袋議員からもありましたけれども、この個別避難計画を策定するに当たってかなりご自身の身体的状況などについて踏み込んで記載をいただくこともあって、何も今のところはそこまでしなくてもというような形で計画の作成まで至らない方なのかなと思っております。

この計画の重要性ということについては、全体的な部分で周知を図っていくことによりましてご理解をいただければと考えているところでございますし、個別避難計画がなくても避難行動要支援者という範囲では情報共有させていただいておりますので、地域においてこのような方々についての適切な配慮などもお願いしながら進めてまいります。

して、この避難行動要支援者ご自身からも日頃の災害に対する準備、知人との連絡の取り方ですとか、そのようなことなども含めてご自身の身を守るためできる努力をいただければと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 要支援者1人を支える現役世代というものが、間もなく12名程度から6名程度まで減ってくるというような予測もございまして、お一人を支えるのに6名、大体隣組単位ですと2名ぐらいの方を皆さんで支援して避難させなければならないというような時代が間もなくやってこようとしています、やはりみんなで、とにかく要支援者を避難させるんだ、地域を守るんだというものの根源はそこにあるかと思っておりますので、ぜひ啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、3点目ですが、福祉避難所について、これは令和3年度ですか、福祉避難所について受入対象者とその家族のみが避難できると、直接避難というものが基本でございましょうが、近隣としては、福祉避難所と避難所を一体として見てしまうおそれがあると、そういう懸念があるということも課題として総務省のワーキンググループの中でも出ておまして、福祉避難所にその対象となる方の表示やまた収容可能な人数等が各協定を結んでいる福祉避難所にあると思ひますが、その辺確認とか情報共有はされておりますでしょうか。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えさせていただきます。

町内5つの施設と福祉避難所について協定を結ばせていただいております、その中で議員がおっしゃいますような受入人数の確認等についてはさせていただいております。

ただ、今回の計画改定の中での大きなその位置づけというところでの直接避難というような部分でございすけれども、この直接避難を促進するに当たりましては、個別避難計画等によりまして誰が福祉避難所への避難が必要なのかというところの確認をする必要があるというところ、そして、その部分と施設とのマッチングというものが必要になってまいります。

現在、そのような部分につきましては、福祉部局も交えまして個別避難所と調整を図って、スムーズな直接避難ができる体制の整備を進めるための検討をさせていただいております。現状におきましては、ケアマネジャー連絡会等での情報共有を行いまして、日常利用している施設への避難が行えるようなその体制づくり、そのためにはどのようなことをすればいいかというようなところで調整をさせていただいておりますので、この直接避難の部分につきましては、できるだけ早くそのような形が実現するような体制を取ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 分かりました。

福祉避難所としての表示と一般の方が混同しないような仕組みもまた考えていただければありがたいかなと思います。

3点の質問については以上ですが、そのほかに答弁の中にありました要配慮者についてですが、要配慮者は外国人、観光客だけではなくて、外国人の労働者の方々は管理会社等できちんと教育なさろうかと思えます。また、旅行者は、ツアーなり個人旅行者でもパンフレットなどに避難所等を記載されればいいのかと思います。通行者も本町、国道も2本通っておりまして国道287号、国道348号、交通量が非常に多うございます。その中で過去にも道路が寸断されたというようなこともありまして、気象状況がよろしくないとなれば控えるのでしょうけれども、事業者の方、どうしても通行する方々も避難しなければならぬというときに、案内板や表示板等、特に海浜部では津波の案内マップ等があるのですが、案内板や表示板、こちら避難所が何メートル先にありますよとか、道路の大きな辻ごととかにあれば、より避難しやすいのではないかと思います。その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） お答えをいたします。

本町を通過する際に災害に遭われたという方々は、同じ被災者でございますので、どのような形がいいかはいろいろ検討させていただき中で、町民に対して伝えたい情報が同じように伝わるための措置というものは講じていく必要があると思っております。そのあたりについては今後、検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（菅原隆男） 衣袋正人君。

○2番（衣袋正人） 時間もなくなってまいりましたが、最後に、防災士ネットワーク、この春、組織化されました。私もその一員であります。ぜひ防災行政について防災士の皆さん、各地で被災地に入ったりいろいろな行動をされている方も多数いらっしゃいます。また、毎年のようにブラッシュアップの訓練や講習を受けながら皆さん頑張っておられますので、あとは防災消防士等の本職の方もいらっしゃいます。そういう中でぜひ本町でも防災士ネットワーク等を活用していただきまして、とにかくこの町の人を1人でもなくさない。とにかく助けるんだということをこの町で頑張っていれば大変ありがたいと思えます。

そして、町民の代表として切にその部分をきっちりと町の安全安心という、町民の安心という部分でもより実効性のあるものを進めていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 一番は災害が起こらないようなまちづくりをどう進めていくか、これが私は基本姿勢だと。そのための安全安心を確保するために河川、道路の整備を中心

に進めていくと。さらには、山林等々の整備を進めるということは、できるだけ町民の皆さんの生命、財産を守るということを念頭に置きながら対応していくことだろうと、私は常にそういうことを考えながらいろいろな事業を展開させていただいております。

そして、我々が手を差し伸べなければならないような防災ということにならないようにしていくにはどうすべきかということですが、もし万が一、それが出た場合は、やはりルールに従って、先ほどありました計画に従って我々は対応を間違いないものをしていきたいと思っております。

そういう中で、防災士という自らそういうネットワークをおつくりになられて頑張っている皆さんには心より感謝を申し上げたいし、敬服をしたいと思っておりますけれども、やはりそれが逆にプレッシャーにならないように私どもも頑張っていきたいと思っておりますし、大いに皆さんが活躍しなくてもいいようなまちづくりをするために頑張りますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（菅原隆男） 以上で衣袋議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分とします。

休 憩 （午前11時17分）

再 開 （午前11時35分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

次に、学校給食をより充実したものとしていくために、6番、丸川雅春君。

〔6番 丸川雅春 登壇〕

○6番（丸川雅春） 学校給食をより充実したものとしていくためにという題目で、一般質問をさせていただきます。

令和5年3月定例会の金田議員の一般質問と重なる部分があるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

我が国の学校給食は、明治22年に本県の鶴岡町、現在鶴岡市の市立忠愛小学校において、おにぎり、焼き魚、漬物といったものを昼食に出したのものが始まりとされ、戦後、児童生徒の栄養補給を目的として再開されたということです。そして、昭和29年に7つの目標を掲げた学校給食法が制定され、その後、子どもたちの健全な発達に教育上の役割が認められ学校給食は定着してきました。

県内の状況においては、本県教育委員会により令和5年11月に発行された県内における学校給食の現況によりますと、令和4年5月1日現在であります。完全給食実施率は、公立の小学校で99.9%、公立の中学校では97.9%となっているということで大変高い数値となっています。

また、平成17年に国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を推進するため制定された食育基本法の前文では、子どもたちが豊かな人間性を育み生きる力を身に

つけていくためには、何よりも食が重要であることが示されており、あわせて、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。

このようなことを踏まえると、教育現場において将来を担う児童生徒の食育を推進していくことは大変重要なことであり、実践をしていく場所として学校給食は大変身近にあるものと思われます。

しかしながら、このような中で今年の2月26日に福岡県内の小学校において、1年生児童が献立のウズラの卵を喉に詰まらせたと見られる死亡事故が発生しました。このようなことは食材に応じた安全な食べ方の指導の重要性にもつながり、今後においては絶対あってはならないことだと思います。

このようなことから、本町において食育として学校給食の位置づけをどう捉え、こうした事故を未然に防ぐための対策をどう進めていくのかを伺います。

また、町では6次総合計画において、学校給食の役割は子どもの心身の健全な発達を促すことにあり、家庭の補完機能を果たす必要があると認識されておられるようですが、この役割を推進していく上でどのような課題があるのか。あるとすれば、その課題をどう解決していくのかを伺います。

また、家庭の補完機能を果たすための保護者との連携はどうされているのか、伺います。

次に、中学校において休日の部活動の地域移行が求められているように、学校教員の勤務負担増が社会問題化しています。このようなことから、文部科学省では学校教員の業務負担軽減に向けて給食費を自治体の会計に組み入れる公会計化を推進しているということです。これは安定的な学校給食の運営と供給する給食の質の確保、さらには給食費の管理における透明性の向上や徴収における公平性の確保にもつながると思われ、本町においては、共同調理場方式を取られているので導入しやすい環境にあるのではないのでしょうか。給食費の公会計化導入についてのご所見を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 丸川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

本町におきましては、食育基本法及び6次産業化・地産地消法に基づき、令和2年度に白鷹町食育・地産地消推進計画を策定しており、各年代や生活シーンに応じた食育、地産地消の取組を推進させていただいております。

当計画におきましては、生涯にわたって健康で豊かな生活を送るために、お子様のうちから1人1人が食に関する知識や選ぶ力を身につけて健康な食生活を実践することが重要であり、これらを身につけて実践する場としては、家庭における食生活が基本であ

ると考えているところでもあります。

また、学校給食につきましてもバランスの取れた食事を提供し発育を促すとともに、食の大切さを伝える場、そして、地元食材の活用により本町における地産地消の中心的役割を果たすものとして重要な食育の場として捉えさせていただいているところでもあります。

なお、ご質問いただいた学校給食に関する具体的な内容につきましては、教育長よりお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 教育長、衣袋慶三君。

○教育長（衣袋慶三） 学校給食における食育、地産地消の考え方や公会計化に対する捉え方につきましてお答えいたします。

児童生徒たちが日中生活する場は学校であり、その中で様々な教科の学習や体験活動を通じ食に関する基礎的な知識を身につけることは、その後の食習慣等に大きな影響を与えるものです。

とりわけ学校給食につきましては、食に関する多くのことを学ぶことのできる生きた教材であり、本町では、栄養バランスの優れた給食を提供することを基本に、積極的に町内産・県内産食材を取り入れた地産地消の給食を提供しているところです。

加えて、安全安心であることが最も重要であると認識しておりますが、議員からありましたように、令和6年2月、福岡県内の小学1年生の男子児童が給食中にウズラの卵を喉に詰まらせてお亡くなりになるという痛ましい事故が発生いたしました。当該事故を受け文部科学省からは、全国の教育委員会に学校給食における窒息事故防止の通知が発出されたところではありますが、国内ではウズラの卵の提供を取りやめることとした自治体がある一方、児童によくかんで食べるよう指導しながら提供を続ける自治体もあるという状況となっております。

本町におきましては、学校給食でウズラの卵を使用するのは年1回、冬の時期に提供するおでんのと時のみですが、事故防止対策について学校長、学校給食主任、PTA会長、教育委員会等により組織する白鷹町学校給食共同調理場運営委員会においても対応について意見交換を行ったところでもあります。その中では提供すべきではないという意見も出たところではありますが、一方で、食べやすいよう小さくする方法を身につける、よくかんで食べる、騒がないでゆっくり食べるといった上手な食べ方を習得することも重要であるという意見もあったところです。これは食を通して生きる力を身につけるといふ、まさに食育の原点でもあると考えております。

これらを踏まえて事故防止を図っていく上では、学校経営計画に示す給食指導に基づき食べ方の指導を引き続き行うこと。また、急いで食べることがないよう余裕がある給食時間を取るなど安全に食べることができる環境を確保することが第一であり、改めて各学校において徹底するよう指導し、引き続き、事故の未然防止を図ってまいります。

す。

次に、家庭の補完機能を果たす学校給食の役割につきましてお答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり、食生活における基本は、何といたっても家庭です。しかしながら、近年は個々の生活様式や家族形態の変化とともに、食に対する価値観や食行動が多様化しており、食生活の乱れや栄養の偏り、健康への影響も懸念される状況が見られると言われております。

このような中、児童生徒の健全な成長に必要な栄養を取得できるバランスの取れた給食を提供することが、家庭の補完機能として学校給食に求められる役割の一つであると捉えており、本町におきましてもそのような給食の提供に努めているところであります。

加えて、食の大切さを保護者の皆様に伝えていくことで、家庭におきましても栄養バランスのとれた食事となるよう啓発していくことが重要であると考えており、毎月、給食だよりを発行し、食に関心を持っていただくとともに、PTAの活動として給食の試食会を実施しているところであります。試食会では栄養士等による解説も実施しており、保護者の皆様から学校給食がいかにより栄養を考えて作っているのか分かったという声もいただいております。食の大切さ、栄養の大切さを伝える重要な機会となっております。

また、農政課においては、「家庭菜園のススメ」や「郷土食伝承事業」など子ども、保護者を対象とした事業を実施しているところであります。町全体の食育の推進に資するよう、引き続き学校給食においても食育の推進に取り組んでまいります。

続きまして、給食の公会計化についてお答えいたします。

現在、文部科学省では、給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用することを推進しておりますが、公会計化により見込まれる効果といたしましては、議員からありましたとおり、教員の業務負担の軽減や給食費管理の透明性の向上及び公平性の確保、学校給食の安定的な実施などとされております。

これらを踏まえて本町における学校給食費の現状を申し上げます。

給食費につきましては各学校にて徴収しておりますが、学校集金や学年集金、PTA会費等の給食費以外に徴収するものと合わせて全て口座からの引き落としとなっております。基本的に教員が徴収事務に携わることはありません。また、実際の徴収事務につきましては学校事務職員が行っておりますが、給食費を公会計化した場合でも引き続き学校において徴収する学校集金等がありますので、引き落とし先が2つになることは保護者の皆様にとっても管理がしにくくなるということが想定されます。

また、各学校で徴収した給食費は、白鷹町学校給食共同調理場運営委員会に納められ、そこから主食、副食、牛乳の購入代として支出されております。これらの食材購入に当たり給食費で賄えない部分を補うため、運営委員会に対しまして町及び教育委員会より補助金が交付されております。このため、運営委員会は町の監査対象となっております。透明性が確保されております。加えて、現在、各学校において給食費の納付が滞っていると

いうケースはないと把握しております。

さらに運営委員会においては、全校の食材を一括調達することによるスケールメリットのある食材の確保ができており、安定的な給食の提供が可能となっているとともに、地産地消食材の確保も効果的に実施されております。

このような中、現在、内閣府のこども未来戦略会議においては、学校給食費の無償化の実現に向けて自治体における取組実態や成果・課題を調査し、具体的方策を検討するとされており、現時点におきましては、国や他自治体の動向を注視してまいりたいと考えているところです。

以上、丸川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（菅原隆男） ここで、一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。再開を午後1時15分といたします。

休 憩 （午前11時53分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

一般質問を続行します。6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 先ほどは答弁ありがとうございました。

今年も早いもので6月に入ったわけですが、毎年6月は農林水産省が推進する食育月間だそうございまして、また今年も、学校給食法が制定されてから70年の節目の年だということでもあります。

このような中において、学校給食の無償化については、先ほど答弁にもありましたが、こども未来戦略会議において無償化の実現に向けた全国的な実態調査を行う方針が示されたということでもあります。国としても給食費の無償化に向けては動き出したということで、給食費についての対応は本当に過渡期に入っているのだなと認識したところでもあります。

そして、このような中でも、先ほど私が質問しました公会計については、本当にしっかりした考えが示されましたので町の方針は理解しました。

ただ、今後におきましても食材の大幅な高騰等、保護者の負担とならないように町からの補助についても先ほど説明ありましたが、今後についても継続していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 非常に大切なのは、やはり給食という全てにバランスの取れたものをこれからもやっていきたいという中で今、議員がおっしゃいました無償化ということについては、これは全国的に今、その要望をさせていただいているというところでもあります。

今、無償化については、自治体によってバランスを失っていると。うちはやるよ、うちはやらないよと。その原資は何かというようなことでありまして、ふるさと納税を原資にして無償化をするというようなところが一番多いと私は認識しておりますけれども、実はその以前に、教育というものは基本的に義務教育、中学校までは義務教育ですから、ここにかかる経費をどうやって公的なもので支援をしていくかということだろうと思います。私ども町村会としてはもちろんでございますが、無償化に向けての取組をやっていきたいということで、要望事項には入れているところでもあります。

しかしながら、現実的には非常に難しいといえますか、取組として難しいところがあると。もう既にやっているよというようなところもありますし、私どものようにまだご負担をいただいているところもあります。ですから、この辺については文部科学省、子ども家庭庁は昨年度から出たわけでございますが、この辺が歩調をそろえて、やはり子どもの今、出生率が1.20ですから絶対に子どもが増えるということはない、人口が増加するということはないということが前提なわけでありまして。

その中で今、税収がどうなのかということもあるわけですし、この税収は減っていないという状況の中で、やはり私は文部科学省として義務教育という流れの中で早急に無償化に踏み切るべきであるということを私は常に要望事項として上げさせていただいているところでございます。

先般も県庁の講堂で首長と議長さんの会議といえますか、説明会的なものがありましたけれども、その席である市の市長さんが早急にやろうと。そのためには県が積極的に音頭を取ってやるべきであるというようなことを主張されたわけですが、残念ながら、それに対する回答もそこまで突っ込んだ話にはならなかったと思っておりますが、私としては、今の子どもさんの出生数から全てにおいて義務教育という中で、子どもが生まれないという実態の中で無償化に向けて取り組むべきであるという姿勢でこれからも臨んでいきたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 分かりました。本当に町として、しっかりした給食費に対する対応があるようでございますので、その辺は理解したところであります。そしてまた、本町においても学校給食を食育として大変重要な位置づけをしていることが分かりました。

しかし、やはり先ほども1次質問で申し上げました死亡事故、これはあってはならないことだと思います。このようなことからウズラの卵のみならず、ほかの食材においてもこういう窒息事故の例が考えられるわけでありまして、もしこうした事故が起こることによりそこでの応急処置も大切かと思いますが、教職員の方々の応急処置の習得が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） お答えいたします。

万が一、食べ物を詰ませた場合ですけれども、やはり現場での緊急的な応急処置というものが重要になるものと考えております。詰ませた場合の対応につきましてですけれども、まず文部科学省からですが食に関する指導の手引というものが示されておりまして、各学校においては、まず食べるときに食べやすい大きさにしてよくかんで食べるといった未然防止ですとか、また万が一、詰ませた場合は背中をたたくですとか、おなかをたたくといった具体的な応急処置の方法も示されておりまして、まず教員の間で確認はしているところでございます。

さらに、消防署員からの救急救命講習を実施している学校もございまして、その中で詰ませた場合の応急処置ということも習っているところもございます。

また今後、プール利用が始まるわけですけれども、プール利用に向けての救急救命講習も予定されております。その中で食べ物を詰ませた場合の対応を学ぶことも可能かと考えておるところでございまして、こういった様々な機会を捉えまして応急処置を身につけていただくよう、学校にも指導してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 様々な機会を利用して習得、本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

また、学校給食に携わっている方々は本当に細心の注意を払っていただき、安全安心な食材の提供に心がけていることには本当に感謝を申し上げたいと思ひます。

しかしながら、このような細心の注意を払った場合でも、昨年11月と12月であります。県内において給食の献立にそれぞれ画びょうが混入していた事例の記事が山形新聞に掲載されました。それによりますと、混入はそれぞれ1個ずつであったわけですが、そして、校内で混入されたものと見られたそうであります。そして、食べる前に気づき大事には至らなかったことではあります。本当に食べてしまえば、健康被害にもつながりかねないこうした事例が、誤って起きた場合の事後の処理といひますか、そういった場合の対応マニュアルというものも必要かと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） お答えいたします。

1次答弁でもありましたように、給食につきましては安全安心なものを提供することが最も基本であると思ひてござひます。

今、ありましたような異物に関しまして、調理場においては調理過程の中でかなり細心の注意を払って確認を行っておるところでござひます。また学校現場におきましても、異物混入の対応マニュアルというものがあひまして、その中で給食が搬入されてから教室での配膳時までの衛生管理等々についても対応しているところでござひます。そのような対応努力によりましてこれまで健康被害を及ぼすような危険な異物の混入は発生し

ていないような状況でございます。仮にそういった健康被害を及ぼすような異物の混入があった場合の対応につきましても、先ほど申しました異物混入対応マニュアルにも記載しておりまして、当然、食事を中止して児童生徒の安全を確保すること。また健康被害があった場合ですとか、被害拡大のおそれがあるような場合は、学校と教育委員会で協議して公表していくということでのマニュアルを作成しているところでございます。

いずれにしましても、異物の混入がないことがまず前提、基本でございますので、今後も調理場、学校においてそういったところを徹底して安全安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 対応マニュアルが存在しているということで、それに沿った対応、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、食育という観点を見れば、児童生徒への郷土愛の醸成も必要かと思ひます。そのため、給食の献立により地域の食文化についても理解を深めていく取組も必要かと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） お答えいたします。

地域の食文化を継承していくことの重要性につきましては、国の第4次食育推進基本計画にも掲げられているところでもございまして、町の食育・地産地消推進計画においてもそういった郷土料理の伝承について取り組んでいくとしているところでございます。

学校給食におきましても町内産、県内産の地産地消食材の利用に努めているところでございまして、郷土料理の日と銘打ちまして令和5年度であれば、料理のだしと干し大根にひょう干しの煮物など、そういった郷土料理を提供するような機会を令和5年度は年間6回実施したところでございます。

こういった地域の食文化を知るといふのは、味を知るだけではなくて地域の自然環境ですとか地域の農畜産物、さらにはそういった地域に受け継がれてきた文化の豊かさ、先人の知恵などを学ぶようなものにつながるものであるということでもございまして、重要な食育の一つであると捉えているところでございます。

今後も学校給食を通しましてこういった食文化をしっかりと子どもたちにも伝えていけるような取組をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 学校給食以外にも、小学校6年生の方々を対象とした食の文化街道連絡会議の皆様から協力をいただひて実施している郷土食伝承事業があるとお聞きしましたが、昨年度はやり方を変えてPTAの行事として実施したとお聞きしております。それに変わったことによる実績と効果、そしてまた今年の郷土食伝承事業についての計画がありますが、それについて伺ひたいと思ひます。

○議長（菅原隆男） 農政課長、橋本秀和君。

○農政課長併農業委員会事務局長（橋本秀和） お答えいたします。

郷土食伝承事業につきましては、今、議員からお話しありましたとおり、令和4年度までは白鷹町食の文化街道連絡会議の協力を得まして、昔から親しまれてまいりました郷土料理を味わうことで食文化の豊かさですとか、先人の知恵などを子どもたちに伝えていくということを目的にしまして、町内の小学6年生を対象に郷土食の講話、それと振る舞いなどを行ってきたところでございます。

しかしながら、担い手の不足によりまして白鷹町食の文化街道連絡会議は解散となつてしましまして、18年間続きました本事業の継続が困難な状況にありましたが、このままでは郷土食が途絶えてしまうおそれがあると考えまして学校にその思いをお伝えしまして、昨年度につきましては蚕桑小学校4学年の協力の下、親子行事として郷土食伝承事業に取り組んでいただいたところでございます。当日は郷土食の講話のほか、実際に芋煮とみそおにぎり作りを行いまして、親子共に大変喜ばれたところでございます。

今後につきましては、町内全小学校に広げていければと考えておりまして、今年度は鮎貝小学校の親子行事で取り組んでいただく予定となっております。

引き続きこのような機会を通しまして郷土食への関心が高まり、各家庭の食卓に郷土料理が並ぶ機会を増やすことで、長年愛されてきました地域の食文化を次の世代へつないでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） いずれも給食あるいはこういう事業を通して子どもたちの郷土愛醸成についてよろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、昨年3月定例会の金田議員の一般質問におきまして、本町の給食の食材に利用する農産物について高い地産地消率を保っているが、近年発生したイノシシによる被害により、食材として出荷を予定していたものが不可能になり、その食材を確保するために大変苦労したという事例が話題となりました。

このようなことから、児童生徒に対して本町での農産物への鳥獣被害が拡大していることの問題のほか、こうした鳥獣被害防止対策への関心や生き物の命を大切にいただくという感謝の気持ちを育むため、そういう野生動物、施設が何かできないと今すぐはできないと思いますが、ジビエ給食の導入について町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） このジビエといいますか、野生動物の命を私どもとしては食べさせていただくということについて非常に大事なことで。私も小さい頃はキジバトあるいはキジ、野ウサギ、自分たちで取って自分たちで食べたという思い出はたくさんありますし、自分のうちで飼育しておりましたヤギ等々、あるいは役牛として使っておった牛

なども、当時としてもそんな奨励されるものではなかったと思うのですが自分たちで処理をして食べたという思い出はございます。

それはそれとして、今、野生動物が余りにも繁殖しまして、異常繁殖をして農作物に被害を与えているということについては、今、議員ご指摘のとおりでございます。

その中にイノシシという言葉もありましたので、動物があったわけですが、ちょっと熊はなかなか大変なものですから簡単にいかないかもしれませんが、このたびの補正予算にも上げさせていただいておりますけれども、イノシシを捕獲するための道具を準備していきたいということで予算もつけさせていただいております。

ただ、この調理法とか、確実に安全安心であるということを保証するには、まだちょっと早いのかなと。今、議員からお話しありましたように、直ちにいかないということでもあります。これには相当調理方法を学ばなければならないものであろうと私は思っております。

ただ、一般的に私ども聞いておりますし、実行してきたのは焼くという行為であると少々のものはを食べられるということで、私も実際にエゾシカ等々は食したことがあります。ニホンジカも食したことがあります。大変おいしいものでございますが、児童生徒にそれを提供するということが直ちにできるかどうかといいますと、非常に私もこれは慎重に対応していく必要があるのかなと思います。

いずれにしても、我々として被害を被っておりますことをできるだけ減少するための捕獲は積極的にやっていきたいと。捕獲したものの活用については、今後、やはり専門家さんのご意見なども伺いながら対応は必要だろうと思います。もしそれがうまくいけば、一般的なジビエとして販売などができれば大変いいなとは思っておりますが、大分その辺は時間がかかるものでないのかなというように思っておりますので、その辺は前向きに研究、取組をさせていただきたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 加工施設がないわけですから本当に慎重、そしてまた保護者の方にちゃんとした説明をしないと理解してもらえないと思われませんが、本当に慎重に進めたいという前向きな町長の答弁だと思いましたが、近い将来、給食調理場も設備更新も考えられるわけでありましたが、その時分にジビエの処理施設も一角に処理する施設をそろえるというのは、設備するということについてはどうですか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） このジビエの加工については、いろいろな今、取組をやっているところもあるようでして、実は車両そのものが、移動できる車両ですけれども、それがジビエの加工施設になるというようなものに対しての支援もあることは事実でございます。これは私よりも内容的には林政課長が一番お分かりの部分だろうとは思いますが、そういうものがある。あるいは施設をパーマネント的に造るということもできるわけで

すけれども、ジビエでそれを加工して販売してそれが経営的に成り立つということが果たしてできるかどうか、非常に私は厳しいものがあると。幾ら捕獲をしても毎日同じように出荷できるわけでも、毎日捕獲できるわけでもないですし、取れたときは2頭も3頭も取れたけれども明日、明後日は全然ゼロだとか、そういうことを十分考えながらどういう方法があるのかどうか、あるいはその保管する方法はどうなのか等々を研究させていただきながら取り組んでいきたいと。

なお、学校給食共同調理場については大分年数もたっておりますし、今までもいろいろ取組をしてみましたが、これは冷房の方法でございますが、いずれにしてももうかなり損耗が激しいということでトータルの改修、改良といいますか、新たな改築というんでしょうか、それらについては検討させていただきたいなと思っております。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 分かりました。

そうですね、食育において子どもたちが嫌いな食べ物をなくすことは、健康な体をつくっていく意味で食育としては大切であると思います。家庭でのなくす努力が一番だと考えられるわけであります。答弁にも家庭が基本だと答えられておりますので、しかし、給食でそういう子どもたちの好き嫌いをなくす方向も必要かと思いますが、しかし、その強要が大き過ぎると学校の給食が嫌になり不登校につながる傾向もありますので、それらの整合性をどう取られるか、学校給食において伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） お答え申し上げます。

現在、学校においてのそういった給食の対応でございますけれども、やはりできるだけ好き嫌いなく食べられるように指導することは基本だとは思いますが、なかなかどうしても食べられない場合、無理はさせないという対応をしているところでございます。

しかしながら、子どもたちの今後の健全な成長を考えれば、必要な栄養をしっかりと取ることができるように、好き嫌いをなくして残すことなく食事ができるようになっていくことが理想だと思います。

そのためですけれども、やはり苦手な食べ物をいかに食べてもらうようにしていくかということが重要、必要になってくるものと考えております。学校給食では同級生と一緒に食べる機会になるわけですが、ほかの同級生がおいしそうに食べているのを見て食べてみようという気持ちになることも期待はできるのかなと思っております。

また、食べるときに楽しい経験をすること、それが少しずつ食べられるようになって一般的には言われておりますので、給食を取る際にできるだけ楽しい雰囲気の中で食べていただけるような雰囲気づくりを学校にも働きかけをしていきたいと考えております。

また、栄養士の資格のある職員が学校に出向いて児童生徒に話をする機会もござい
ますので、そういったところで食の大切さですとか、お話をさせていただいて好き嫌いな
く食べられるようになっていただくように働きかけをしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、保護者との補完機能についてであります。学校の給食時において平成24年
の白鷹学講座で子どもが作る弁当の日の提唱者の竹下和男氏の講演をきっかけに、自分
でおにぎりを作って持参するおにぎりデー、あるいは弁当の日の取組を始めた学校もあ
ったとお聞きしております。

給食の時間に自分で作ってきたものを食べるということは、その献立を作ってくださ
る方々への感謝の気持ち、あるいは作物を作っている感謝の気持ちも育まれると思ひま
すが、こうしたおにぎりデーや弁当の日、今現在も続けている学校があるとお聞きして
おりますので、その効果をどう捉えて今後の普及、普及じゃないですが、もっと発展的
にいっぱい学校でできるような考えも必要かと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） お答え申し上げます。

おにぎりデーにつきましては、現在、蚕桑小学校のPTAにおいて実施している取組
となっております。内容としましては、3年生以上の児童が年2回、家でおにぎり
を作って持参する。6年生については最後に弁当の日と称しまして弁当を作って持参
するという取組でございます。

この取組の狙いとしては、児童自ら作ることで料理を作ってくれる人たちに感謝
すること、また食材がどのように生産されているかなどを学ぶことなどがございますけ
れども、取り組んだ児童からは実際に感謝の気持ちを持つようになったというような声
もあるということで伺っております。効果のある食育の取組であると捉えていると
ころでございます。

ただ、残念ながら1校のみの開催となっておりますところでございます。こちらは、でき
ればいろいろな学校で、多くの学校でしていただきたいと思っております。ございま
すけれども、やはり各学校ともなかなか年間スケジュールが決まっている中で新たな取
組というところがちょっと難しい部分もあるのかなと思っております。ございま
す。

また、各学校には保護者ですとか地域の方が参画する学校運営協議会というものもご
ざいますので、そういった中で食育全般について話をさせていただく中で広がりが出るよ
うなことも働きかけていきたいと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 本当に広がり期待するところであります。

最後になりますが、昨年3月定例会の金田議員の一般質問で、自分たちで田植えして、収穫した米及び地元生産者が作った米を、自分たちで炊飯して食べるまでの体験学習に学校で取り組んではいかがかという大変すばらしい提案がありました。

これに対して教育長は、これまでにない新たな取組になると捉えている。子どもたちにとって食と農について親近感を得るとともに、食文化について理解を深める絶好の機会となるものと認識しており、具現化については検討させていただきたいと本当に力強く答弁をいただきました。本当にこの取組が実現すれば、教育長がおっしゃられた子どもたちに対しての食育を通して求めている様々な効果が得られると思います。ぜひ私からもこの実現に向けてお願いしたいわけですが、実現に向けての今の進捗状況とどうか、これからの取組について伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 教育次長、橋本達也君。

○教育次長（橋本達也） お答えいたします。

米に関する体験学習ということで金田議員の一般質問の中でも回答させていただいたのですが、各小学校の5年生の学習において、地域の農業者の皆様のご協力をいただきながら田植、収穫、脱穀等の体験学習をしているところでございます。

今、議員からございましたように、金田議員からのご提案につきましては、収穫した米を自分たちで炊飯して行ってはどうかという内容だったと把握してございますけれども、現在、学校ではそうやって自分たちで収穫した米につきましては、家庭科の米を使った調理実習ですとか、収穫感謝の会などで使用しているところでございます。

給食にそちらを使って炊飯をするというところになりますと、なかなか教育課程の調整等々が困難なところもありまして実現にはちょっと至ってないところではございますけれども、引き続きこういった家庭科の授業ですとか行事等を使いまして、まずはそういった収穫した米を炊飯する機会をつくるようなことは取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） 6番、丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） 様々な機会でもいいですから、自分たちで炊飯して食べるということは、自分たちが小さい頃から登校している周りが全部田んぼという地域もあります。こうしたものが日々、季節ごとに成長してその後、自分たちの食料になるという大切さということは学べると思いますので、実現に向けてよろしくお願いしたいと思います。

これからも学校給食では地産地消をさらに進めていただきまして、食育を通じた学校給食を通して食育目的に合った子どもたちに対して、学校給食を通してこれからも安全安心して食べられる給食の提供をよろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 昨年の金田議員のご質問から波及しての今、丸川議員からのご質問

ということになるわけですので、自校の中で炊飯をしながら子どもたちにそういう部分を教えていきたいがどうかというご提案でございます。

まさしくすばらしいことだろうとは思いますが、果たして学校の中で、今、6年生まであって6つ、炊飯器を準備することはそんなに大変でないと思うのですが、果たしてそれで先生方がうまく教えることができるかどうか。今、働き方改革を含めて先生方の負担というものは、非常にいろいろところで頑張っただけ働き方改革ということで先生の負担を少なくするという方向に向かっている中で、大変すばらしいことだと思うのですが、そこまで先生方に期待するということができるのかどうか。何かのイベントのときに、その生徒さんたちが自分たちが食べるもの、例えば10人であったとしても1人1合食べれば一升になるわけですから、それが20人となればその倍を一気に炊けるような準備ができるかどうか、あるいは炊飯するためには電気の問題も出てきますし、差し込みがそこまでいっぱいあるかというような意味でございます。この辺について総合的に検討させていただきまして、今直ちにできるという、私個人的には直ちにできるようなものではないと思いますけれども、丸川議員から提案のあった内容について真剣に私どもで検討させていただき、その状況については委員会等で私どももこの辺はご報告申し上げながら取り組めるものは取り組めると。まだ時間がかかるものは時間かかるというような方向を私どもで回答をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（菅原隆男） 以上で丸川議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時ちょうどいたします。

休 憩 （午後1時48分）

再 開 （午後2時00分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第6、議第40号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程されました議第40号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、令和6年度における個人住民税の定額による所得割の特別税額控除、いわゆる定額減税の実施及び基準年度における評価替えに係る固定資産税

の特例を、令和8年度まで延長することなど所要の整備を行うため、本条例を令和6年3月29日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

なお、内容につきましては、税務出納課長より説明をいたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議案書の2枚目をご覧ください。

専第2号 白鷹町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町町税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。各条項は記載のとおりでございます。

主な改正点を申し上げます。

第43条第2項及び第3項、第62条第2項及び第3項、第121条の3第2項及び第3項では、職権による減免を可能とする規定を追加するものでございます。想定される具体例としては、今年の能登半島地震のような大規模災害です。

附則第4条の5第1項及び第2項、2ページ、附則第4条の6第1項及び第2項、第4条の7第1項から第5項につきましては、令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の特別税額控除、いわゆる定額減税の実施に関し必要な規定の整備を行うものです。

1ページをご覧ください。

概要につきましては、納税義務者の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の場合に、所得割の額から特別税額控除を行うものでございます。

特別税額控除の額は、本人1万円、控除対象配偶者または扶養親族1人につき1万円の合計額とし、その合計額が納税義務者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とするものでございます。

特別税額控除の額は、寄附金税額控除等の他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除するものでございます。

2ページをご覧ください。

実施方法につきましては、給与所得に係る特別徴収の場合については、6月の徴収は行わず、7月から翌年5月までの11回の徴収になるものでございます。

普通徴収の場合については、6月の第1期分で特別税額控除の額を差引き、引き切れない分は第2期分以降から差し引くものでございます。

公的年金等に係る特別徴収の場合については、仮徴収期間である4、6、8月分から差し引かず、本徴収となる10月分から差引きを始め、引き切れない分は12月以降分から差し引くものでございます。

附則第4条の8につきましては、配偶者控除の対象とならない納税義務者本人の合計額が1,000万円を超える者の同一生計配偶者については、令和5年分の確定申告等で捕捉できない場合には、令和7年度の個人住民税から特別税額控除を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

附則第7条の2第7項につきましては、木竹に由来するもの、または農産物の収穫に伴って生ずる一定のバイオマス発電設備の特例について、わがまち特例の軽減の割合を7分の6とするものでございます。

附則第7条の3第3項につきましては、認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅について、所有者からの申告書の提出がない場合でも、管理者等から書類の提出がされ、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとするものでございます。適用となる具体例としては、認定長期優良住宅の分譲マンションです。

附則第8条から附則第10条につきましては、基準年度評価替えに伴い、固定資産税の特例の延長を定めるものでございます。

4ページをご覧ください。

附則第12条第1項及び第2項につきましては、特別土地保有税の特例の延長を定めるものでございます。

附則第13条の3第3項から5ページ、附則第17条の3第2項及び第5項までは、対象となる所得に係る所得割をそれぞれ特別税額控除対象の所得割の額に含めるものでございます。

5ページをご覧ください。

附則第19条から第22条の2及び附則第23条につきましては、基準年度評価替えに伴い、都市計画税の特例の延長を定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日について令和6年4月1日から施行し、それぞれの経過措置を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。5番、佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） この条例に関して専決処分をせざるを得なかった緊急性についての説明をお願いします。

○議長（菅原隆男） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明いたします。

専決処分をせざるを得なかった内容につきましては、国の地方税法の改正ということでございまして、本町でもそれに見合った形で対応について実施すべくということで時期を逃さずに進めるべくということで、やむを得ず専決処分ということで進めさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（菅原隆男） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第40号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第7、議第41号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第41号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、軽減措置の拡充など所要の整備を行うため、本条例を令和6年3月29日付で専決処分したので承認を求めるものであります。

なお、内容につきましては、税務出納課長より説明をいたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 税務出納課長、高橋浩之君。

○税務出納課長（高橋浩之） ご説明申し上げます。

議案書の2枚目をご覧ください。

専第3号 白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

各条項は記載のとおりでございます。

主な改正点を申し上げます。

第3条第3項につきましては、課税額について、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

第9条第1項につきましては、軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減

判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を29万円から29万5,000円に引上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

附則第1項につきましては、施行期日について令和6年4月1日から施行するものがあります。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第41号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第8、議第42号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第42号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、3月29日付で行いました専決処分について承認を求めるものがあります。

主な内容といたしましては、国県補助事業及び起債事業等の調整を行うとともに、将来の財政需要等に備え財政調整基金や減債基金、公共施設整備基金への積立てに対応したものであります。

財源調整といたしましては、地方交付税、国県支出金、地方債及び繰越金等で対処したものであります。

その他繰越明許費及び債務負担行為につきまして事業の実績等に基づく補正を行ったものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ3億2,310万円を追加し、歳入歳出それぞれ101億2,090万円となったものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

補正予算書（第8号）の1ページをご覧ください。

専第4号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億2,090万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の追加及び廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

補正予算説明書の3ページをお開きください。

款項目、補正額、計、主な説明を申し上げます。

2、歳入。

7款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1目地方消費税交付金2,219万9,000円の減額、3億1,790万1,000円、地方消費税交付金の調整でございます。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税3億4,942万6,000円、42億7,599万2,000円、普通交付税及び特別交付税の追加でございます。

14款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金3,514万2,000円の減額、4,627万7,000円、社会資本整備総合交付金等の調整でございます。

15款県支出金2項県補助金5目商工費県補助金112万1,000円の減額、4,259万9,000円、中小企業緊急災害等対策利子補給補助金の調整でございます。

6目土木費県補助金119万6,000円の減額、589万1,000円、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修費補助金等の調整でございます。

17款寄附金1項寄附金6目民生費寄附金200万円、200万円、社会福祉寄附金でございます。

18款繰入金1項基金繰入金9目地域経済変動対策基金繰入金167万8,000円の減額、1,412万2,000円、基金繰入金の調整でございます。

次のページをお開きください。

19款繰越金 1項繰越金 1目繰越金9,368万円、7億5,515万円、繰越金の調整でございます。

21款町債 1項町債 2目民生債240万円の減額、7,760万円、過疎対策事業債の調整でございます。

3目衛生債130万円の減額、ゼロ、過疎対策事業債の調整でございます。

4目農林水産業債、690万円の減額、5,480万円、過疎対策事業債等の調整でございます。

6目土木債920万円の減額、2億3,500万円、過疎対策事業債等の調整でございます。

7目消防債2,510万円の減額、2,390万円、緊急防災・減災事業債の調整でございます。

8目教育債570万円の減額、1億2,630万円、過疎対策事業債の調整でございます。

9目災害復旧費90万円の減額、5,300万円、緊急自然災害防止対策事業債等の調整でございます。

次のページをお開きください。

22款 1項 1目自動車取得税交付金83万円、83万円、旧自動車取得税交付金の精算交付でございます。

次のページをご覧ください。

3、歳出。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、財源の更正でございます。

3目財政管理費 1億8,000万円、2億433万6,000円、減債基金元金積立てでございます。

5目財産管理費 1億5,000万円、2億2,701万円、公共施設整備基金元金積立てでございます。

8目財政調整基金費7,000万円、2億1,072万4,000円、財政調整基金元金積立てでございます。

3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費3,000円、6,571万6,000円、過年度償還金の調整でございます。

次のページをお開きください。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費200万円、4億2,965万9,000円、福祉振興基金への元金積立てでございます。

4目福祉医療費でございます。財源の更正でございます。

6目健康福祉センター費、622万7,000円の減額、2,360万9,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

2項児童福祉費 1目児童福祉総務費、財源の更正でございます。

4款衛生費 1項保健衛生費 4目母子保健事業費、財源の更正でございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業総務費、財源の更正でございます。

3 目農業振興費771万4,000円の減額、1 億3,279万8,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

2 項林業費 1 目林業総務費、財源の更正でございます。

2 目林業振興費、財源の更正でございます。

次のページをお開きください。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費、財源の更正でございます。

2 目商工振興費548万7,000円の減額、3,408万4,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費、財源の更正でございます。

2 項道路橋梁費 2 目道路維持費、財源の更正でございます。

3 目道路新設改良費1,850万7,000円の減額、9,374万9,000円、測量設計業務等の実績による調整でございます。

4 目橋梁維持費105万7,000円の減額、2,924万5,000円、設計業務等の実績による調整でございます。

次のページをお開きください。

4 項都市計画費 1 目都市計画総務費、財源の更正でございます。

3 目公園事業費16万1,000円の減額、796万6,000円、工事の実績による調整でございます。

5 項住宅費 1 目住宅管理費1,288万5,000円の減額、3,593万1,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

2 目住宅整備事業費303万6,000円の減額、3,332万6,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

9 款消防費 1 項消防費 3 目消防施設費2,286万1,000円の減額、3,651万6,000円、事業の実績に基づく調整でございます。

次のページをお開きください。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費、財源の更正でございます。

3 目スクールバス運行管理費、財源の調整でございます。

2 項小学校費 1 目学校管理費、財源の調整でございます。

3 項中学校費 1 目学校管理費、財源の更正でございます。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費、財源の更正でございます。

5 項保健体育費 2 目保健体育施設費、財源の更正でございます。

11 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目道路河川災害復旧事業費96万8,000円の減額、4,973万6,000円、急傾斜地崩壊対策負担金の調整でございます。

補正予算書の 4 ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正でございます。

初めに、追加でございます。

款項、事業名、金額の順に申し上げます。

3款民生費1項社会福祉費低所得者支援及び定額減税補足給付事業低所得者支援分
1,760万4,000円。

続いて、廃止でございます。

3款民生費1項社会福祉費障がい者自立支援給付事業システム改修業務76万1,000円
を廃止したものです。

第3表債務負担行為補正。廃止でございます。

事項名のみ申し上げます。重粒子線治療費利子補給でございます。

次のページをお開きください。

第4表地方債補正。

初めに変更でございます。起債の目的、限度額を申し上げます。

災害復旧事業10万円を追加いたしまして490万円、緊急防災・減災事業2,510万円を減
額いたしまして2,390万円、緊急自然災害防止事業150万円を減額いたしまして1億
6,230万円、緊急しゅんせつ推進事業10万円を減額いたしまして1,510万円、過疎対策事
業3,110万円を減額いたしまして3億8,840万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

続いて、廃止でございます。

地方道路等整備事業380万円を廃止したものです。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第42号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されまし
た。

○議第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第9、議第43号 白鷹町監査委員の選任についてを議題といた
します。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第43号 白鷹町監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

白鷹町監査委員竹田謙一氏は、令和6年6月13日をもって任期が満了するので、その後任者を選任するため提案するものであります。

なお、選任する予定者といたしましては、住所、白鷹町大字横田尻6685番地、氏名、小谷部 仁、生年月日、昭和34年1月19日であります。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第43号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後2時30分）

再 開 （午後2時33分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

○議第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第10、議第44号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第44号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、医師である特別職非常勤職員の報酬について改正するため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜ります

ようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第44号 白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、医師である特別職非常勤職員の報酬額につきまして、山形県の日額により報酬額を定める特別職非常勤職員の報酬上限額の範囲内で町長が定める額とするものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨についてご説明申し上げます。

別表第3、第8条関係の改正でございます。

次に掲げる医師である委員の報酬について、別表を改めるものでございます。

改正の対象となります特別職非常勤職員（医師）につきましては、障がい者自立支援認定審査会の委員、介護認定審査会委員、いじめ問題専門委員会委員、いじめ重大事態再調査委員会委員の医師に関する部分でございまして、これまで報酬の上限額を金額表示としていたものを、報酬額改定の根拠といたします県条例の該当箇所を引用する形とさせていただきます。

附則第1項、施行期日。この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

附則第2項、報酬の内払い。改正前の給与条例によりまして既に支給された報酬は、改正後の給与条例による報酬の内払いとみなすものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第44号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第45号～議第47号の上程、説明、付託

○議長（菅原隆男） 日程第11、議第45号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）についてから日程第13、議第47号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上、各会計補正予算3件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第45号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第45号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置への対応である低所得者支援及び定額減税補足給付事業のほか、主要施策である森林・林業再生事業等の追加実施や公共施設の老朽化等へ対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金、財産収入、地方債、繰入金及び繰越金等で対処するものであります。このほか、戸籍システム等の標準化に対応するため、債務負担行為の追加を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ2億730万円を追加し、歳入歳出それぞれ94億7,730万円とするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

一般会計補正予算書（第1号）の1ページをご覧ください。

議第45号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億730万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,730万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正、款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

14款国庫支出金9,447万6,000円、8億7,836万8,000円。

15款県支出金1,633万5,000円、7億1,040万3,000円。

16款財産収入2,289万3,000円、2,370万円。

18款繰入金1,100万円、3億9,603万1,000円。

19款繰越金3,419万6,000円、3億3,419万6,000円。

20款諸収入2,050万円、2億4,952万2,000円。

21款町債790万円、10億3,280万円。

歳入合計2億730万円、94億7,730万円。

3ページをお開きください。

歳出。

2款総務費2,932万円、12億9,027万2,000円。

3款民生費9,474万8,000円、22億5,440万5,000円。

4款衛生費112万1,000円、8億2,765万6,000円。

6款農林水産業費4,620万8,000円、5億9,684万5,000円。

7款商工費956万1,000円、4億8,177万5,000円。

8款土木費1,000万円、9億5,350万円。

10款教育費1,002万3,000円、10億3,825万4,000円。

12款公債費631万9,000円、13億6,897万円。

歳出合計2億730万円、94億7,730万円。

4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正、追加でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

戸籍システム及び戸籍附票システム標準化対応改修業務、令和6年度から令和7年度、1,016万4,000円。

第3表 地方債補正、変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

過疎対策事業600万円を追加し、7億3,000万円、緊急自然災害防止事業190万円を追加し、1億6,400万円。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第46号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第46号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた制度改革に対応するため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、国県支出金及び繰入金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ353万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億7,577万5,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、大木健一君。

○町民課長（大木健一） ご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

議第46号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,577万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次のページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみご説明申し上げます。

歳入でございます。

3 款国庫支出金335万円、335万1,000円。

4 款県支出金13万2,000円、10億2,126万6,000円。

6 款繰入金4万9,000円、1億2,735万5,000円。

歳入合計353万1,000円、13億7,577万5,000円。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費353万1,000円、1,784万9,000円。

歳出合計353万1,000円、13億7,577万5,000円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第47号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第47号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、介護認定審査委員会委員の報酬改定に対応するため、所要の措置を講じるものであります。

対応する財源といたしましては、繰入金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ6万5,000円追加し、歳入歳出それぞれ16億6,653万9,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算書（第1号）、1ページをお開き願います。

議第47号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,653万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

7款繰入金6万5,000円、2億6,917万9,000円。

歳入合計6万5,000円、16億6,653万9,000円。

3ページをお開き願います。

歳出。

1款総務費6万5,000円、4,169万8,000円。

歳出合計6万5,000円、16億6,653万9,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和6年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和6年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、本日中に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

ここで暫時休憩いたします。再開は予鈴をもってお知らせします。

休 憩 （午後2時52分）

再 開 （午後3時55分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

お諮りいたします。議事日程について、お手元に配付の追加変更議事日程のとおり追加変更したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○議第64号～議第65号までの報告、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第14、議第45号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）から日程第16、議第47号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（予算特別委員長報告）までの以上3件は、白鷹町議会会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

令和6年度各会計補正予算3件は、予算特別委員会に審査の付託をした案件でありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、山田 仁君。

〔予算特別委員長 山田 仁 登壇〕

○予算特別委員長（山田 仁） 予算特別委員会審査報告書。

本予算特別委員会に付託の各会計補正予算は、審査の結果、下記のとおり決定したので、白鷹町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議第45号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第46号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

議第47号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきもの。

以上です。

○議長（菅原隆男） 予算特別委員長の報告が終わりました。

これより日程の順に討論及び採決を行います。

この採決は起立によって行います。なお、起立されない方は否決とみなします。

まず、議第45号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第45号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第46号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第46号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議第47号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第47号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本補正予算は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第17、議第48号 歩道除雪機の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第48号 歩道除雪機の取得についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、指名競争入札の結果に基づき、歩道除雪機を取得するため提案するものであります。

内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 建設課長、菊地 智君。

○建設課長（菊地 智） ご説明申し上げます。

議第48号 歩道除雪機の取得について。

町は、下記により歩道除雪機を取得したいので、白鷹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。
記。

- 1、取得しようとする物件 歩道除雪機7台
- 2、取得予定価格 1,650万8,800円
- 3、取得方法 指名競争入札
- 4、契約の相手方 山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝1009番地。
有限会社 小嶋自動車整備工場 代表取締役 小嶋秀彦。

概要について申し上げます。

歩道除雪機につきましては、各区のご協力をいただきハンドガイド式除雪機と搭乗式小型ロータリーによる対応をさせていただいているところでございます。

このたび、ハンドガイド式の除雪機のうち、経年劣化により修理点検費用が高額になっている7台につきまして更新をさせていただき、安定した歩道除雪体制の整備を指すものでございます。

財源は、緊急自然災害防止対策事業債を活用するものでございます。

納期は令和6年11月15日を予定してございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第48号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○延会の宣告

○議長（菅原隆男） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の

規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後4時03分〉